

教育委員会定例会日程

令和5年(2023年)3月29日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第8号

小田原市指定重要文化財の指定について (文化財課)

日程第2

議案第9号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について (文化財課)

日程第3

議案第10号

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
について (教育総務課)

日程第4

議案第11号

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第5

議案第12号

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則について
(教育部・文化部)

日程第6

議案第13号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育指導課)

日程第7

議案第14号

小田原市いじめ防止対策調査会委員の解嘱について (教育総務課)

日程第 8

議案第 15 号

小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について

(教育総務課)

日程第 9

議案第 16 号

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改訂について (教育指導課)

日程第 10

議案第 17 号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

について

(教育総務課)

日程第 11

議案第 18 号

社会教育主事の任命について

(教育総務課)

5 報告事項

(1) 令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

(資料 1 教育指導課)

6 その他

7 閉 会

議案第 8 号

小田原市指定重要文化財の指定について

小田原市指定重要文化財の指定について、議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市指定重要文化財への指定について

このことについて、令和5年2月15日に開催された令和4度第3回小田原市文化財保護委員会において、次の2件を新規に文化財指定することについて適当である旨の答申を受けましたので、議決を求めるものです。

指定物件

番号	名称	種類	所有者
1	絹本著色十王二使者図	絵画	宗教法人総世寺
2	僧正亮恵本末契状 (寶金剛寺文書の内)	古文書	宗教法人寶金剛寺



令和5年(2023年)2月15日

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐 様

小田原市文化財保護委員会
委員長 相澤 正彦

小田原市文化財保護条例に基づく市指定重要文化財の指定について(答申)

令和5年2月10日付け文財第394号で諮問のありました市指定重要文化財の指定につきまして、同年2月15日開催の小田原市文化財保護委員会において審議いたしました結果、次の2件について、小田原市文化財保護条例第3条に規定する小田原市指定重要文化財に指定することが適当である旨意見の一致をみましましたので、答申します。

小田原市指定重要文化財指定候補

番号	種類	名称	員数	所在	所有者
1	絵画	絹本著色 十王二使者図	12幅	小田原市久野 3630	宗教法人 総世寺
2	古文書	僧正亮恵本末契状 (寶金剛寺文書の内)	1通	小田原市国府津 2038	宗教法人 寶金剛寺

小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	絵画
ふり がな 名 称	絹本著色 十王二使者図 ^{じゅうおうにししやず}
員 数	12 幅
時 代	明時代 14 世紀
所在地及び地目・地籍	小田原市久野 3630
所有者の住所・氏名	小田原市久野 3630 宗教法人 総世寺
管理者の住所・氏名	小田原市久野 3630 宗教法人 総世寺
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	<p>絹本著色 十王二使者図^{じゅうおうにししやず}</p> <p>「一七日 秦廣大王」 縦 94.4 cm 横 47.5 cm 「二七日 初江大王」 同上 「三七日 宋帝大王」 同上 「四七日 五官大王」 同上 「五七日 閻羅大王」 同上 「六七日 變成大王」 同上 「七七日 泰山大王」 同上 「百日 平等大王」 同上 「一周年 都市大王」 同上 「三年 五道轉輪大王」 同上 「直符使者」 同上 「監齋使者」 同上</p> <p>十王と二使者を各幅に表し、12 幅で一具とする。十王の図像は、神奈川県立博物館が所蔵する国指定重要文化財「十王図」(南宋～元時代・13 世紀) [以下、歴博本と略記]と同図像であり、寸法もほぼ同じであることから、共通する祖本の存在をうかがわせる。画面の一部に料絹の切れや飛び出しが認められるものの、画面の表現要素を損なうような大きな欠損や加筆はなく保存状態は概ね良好である。筆線や彩色、十王の名を記した画中の短冊もよく残ることから、過去複数回にわたって修理がなされた歴博本の図像を復元的に考察する上で、また、尊名比定をする上でも貴重な作例である。</p>

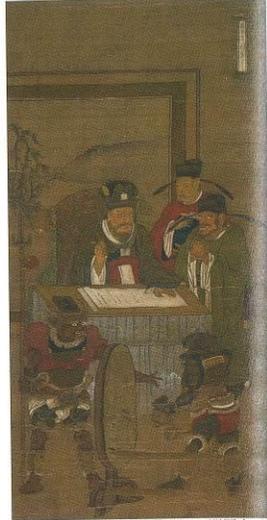
	特に、使者像の二幅は歴博本と同図様でありながら反転関係にあり、馬の表し方などに若干の相違も認められ、歴博本系統の十王図の描写や転写関係を考察する上で重要な位置を占める。
由緒・沿革等	『新編相模国風土記稿』の「總世寺」に「十王并監齊使者畫像十二幅」と記載される什物に該当するものとされ、三浦氏の滅亡を契機に北条氏が総世寺に寄進したという縁起が伝わっている。近代以降は寺外に出ることはなかったようである。 現状の保管箱の蓋裏の墨書により、寛延2年(1749)と明治34年(1901)に修復が施されたことが判明する。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県立博物館所蔵 国指定重要文化財「十王図」(南宋～元時代・13世紀) ・『特別展 重要文化財修理完成記念 十王図』(神奈川県立歴史博物館、2021年) ・橋本遼太「神奈川県立博物館所蔵の十王図と同系統の転写本」(上記図録所収)

諮問する理由

<p>「十王二使者図」の画題である十王信仰は中国の民間信仰に基づいて唐時代に成立し、その画像は宋代から元代に盛んに制作され本邦にもたらされたものが残っているが、中国には現存する古い十王図はない。</p> <p>総世寺の十王二使者図は制作年代が明時代初期と考えられる。伝来の経緯は不明だが、大森、北条、稲葉、大久保などの歴代領主より寄進された可能性があると考えられ、小田原市内の仏画の中でも古例に属することから貴重な作品と評価できる。</p> <p>本調書の内容欄に記載のとおり、十王の図像は、神奈川県立博物館が所蔵する国指定重要文化財「十王図」(南宋～元時代・13世紀)[以下、歴博本と略記]と共通する祖本の存在をうかがわせる。保存状態は概ね良好で、過去複数回にわたり修理された歴博本の図像を復元的に考察する上で、また、尊名比定をする上でも貴重な作例である。特に、使者像の二幅は歴博本と同図様でありながら反転関係にあるなど、歴博本系統の十王図の描写や転写関係を考察する上で重要な位置を占める。</p> <p>以上の理由により、本資料を市指定重要文化財に指定するため諮問するものである。</p>
--



(2-11. 直符使者)



画中短冊「五七日 闍羅大王」
(2-5. 闍羅王)



画中短冊「四七日 五官大王」
(2-4. 五官王)



画中短冊「三七日 宋帝大王」
(2-3. 宋帝王)



画中短冊「二七日 初江大王」
(2-2. 初江王)



画中短冊「一七日 秦廣大王」
(2-1. 秦広王)



画中書人「監齋使者」
(2-12. 監齋使者)



画中短冊「三年 五道轉輪大王」
(2-10. 五道転輪王)



画中短冊「一周年 都市大王」
(2-9. 都市王)



画中短冊「百日 平等大王」
(2-8. 平等王)



画中短冊「七七日 泰山大王」
(2-7. 泰山王)



画中短冊「六七日 變成大王」
(2-6. 変成王)

小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

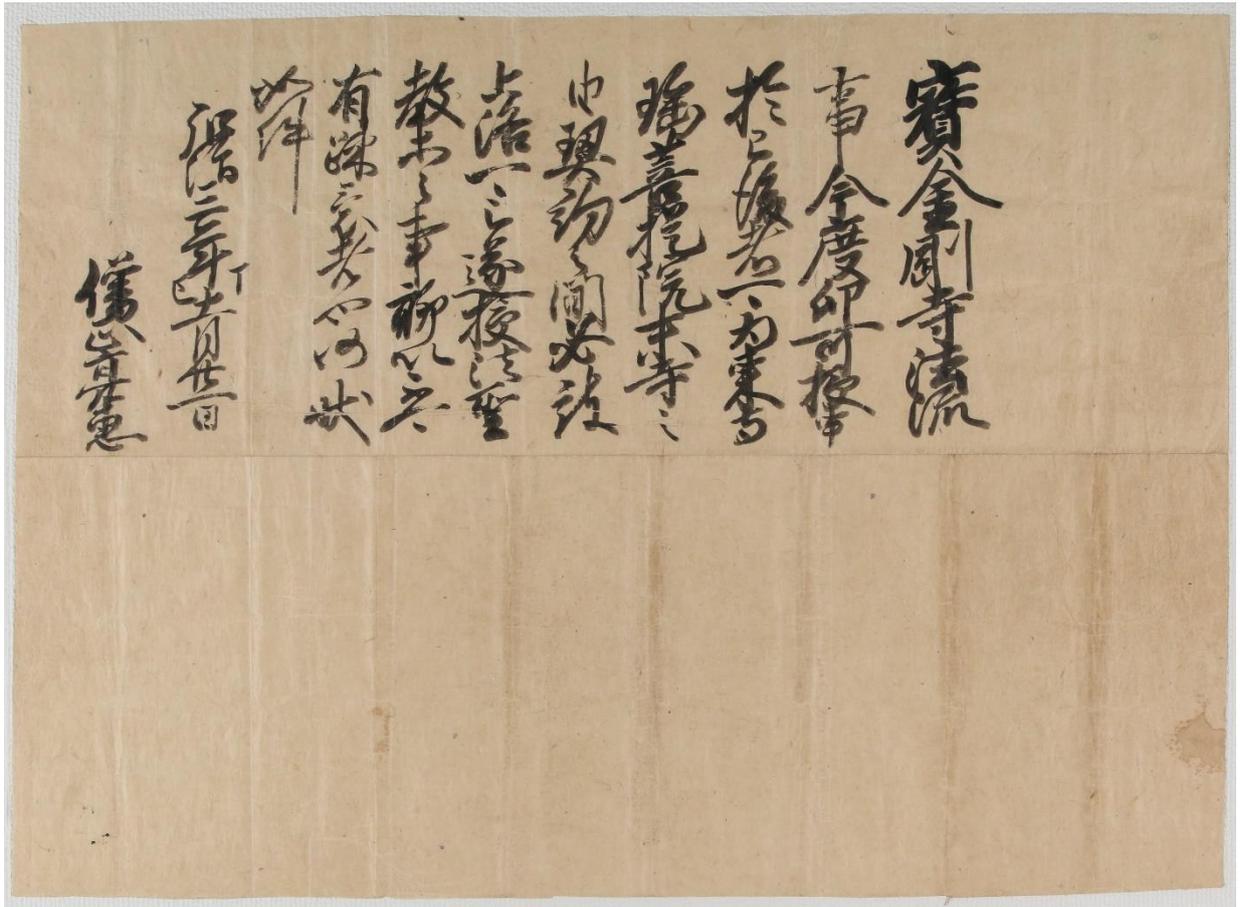
種 類	古文書
ふりがな 名 称	<small>そうじょうりょうけいほんまつけいじょう</small> 僧正 亮 惠本末契状 (寶金剛寺文書の内)
員 数	1 通
時 代	弘治 3 年 (1557) 11 月 21 日
所在地及び地目・地籍	小田原市国府津 2038
所有者の住所・氏名	小田原市国府津 2038 宗教法人 寶金剛寺
管理者の住所・氏名	小田原市国府津 2038 宗教法人 寶金剛寺
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	紙本墨書 縦 35.5 cm 横 47.9 cm 既指定「弘治 3 年印信 (本来は印明とすべきか)」の、同日付で出された副状と考えられる資料である。印明が切紙であるのに対し、本資料は折紙を用いている。料紙や筆致は印明と同一と判断される。 充所は記されないが、上記の事から、宝菩提院亮惠から寶金剛寺の栄伝に発給されたものと考えられる。 内容は、宝菩提院の末寺として約束を取り交わしている間は、必ず上洛の上、法を受けるように指示したものである。
由緒・沿革等	寶金剛寺に従前より伝来していたと見られるが、昭和 48 年発行の「小田原市の古文書－寶金剛寺文書－」には収録されていないことから、昭和 51 年に「寶金剛寺文書」を市指定とする際に指定漏れとなったとみられる。
その他参考となる事項	・「國府津山 寶金剛寺」寶金剛寺発行 昭和 60 年 (上記図録所収。資料名は同書による)

諮問する理由

寶金剛寺文書は、仏教界において師弟の間で大法や秘法が伝授され法灯を伝えていく場合の授受に関する文書（印信）をはじめ小田原北条氏印判状など戦国期のもので、中世を知るうえで貴重な資料である。

このたびの僧正亮惠本末契状は、本来であれば、昭和 51 年に指定した際に含まれるべきであったものと解され、既指定物同様に大変貴重である。

以上の理由から、本資料を市指定重要文化財に指定（寶金剛寺文書の内として追加指定）するため諮問するものである。



寶金剛寺法流

事今度印可授畢、

於已後者、可為東寺

瑠(マ)菩提院末寺之

由契約之間、必致

上洛、可被遂授法、聖

教等之事、聊以不可

有疎意者也、仍狀

如件

弘治三年巳丁十一月廿一日

僧正亮惠

議案第 9 号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 9 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿

(任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

氏名	職業等	専門	新・再
みやざと まなぶ 宮里 学	山梨県埋蔵文化財センター調査 研究課長	考古学	新任
あさくら なおみ 浅倉 直美	駒沢大学准教授	中世	再任
いとう まさよし 伊藤 正義	元鶴見大学教授	考古学	再任
おがさわら きよし 小笠原 清	報徳博物館館長	城郭	再任
おかもと たかゆき 岡本 孝之	神奈川県考古学会会長	考古学	再任
おざわ あさえ 小沢 朝江	東海大学教授	建築史	再任
おわだ てつお 小和田 哲男	静岡大学名誉教授	中世	再任
こいで かずお 小出 和郎	株式会社都市環境研究所会長	都市工学	再任
きとう まさとも 佐藤 正知	島田宿大井川川越遺跡整備委員 会委員	史跡	再任
すぎもと ふみこ 杉本 史子	東京大学史料編纂所教授	近世	再任
みやうち やすゆき 宮内 泰之	恵泉女学園大学准教授	造園	再任

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員新任候補者名簿

【新任候補者】

選出区分	学識経験者（考古学）
氏名	宮里 学
住所	山梨県甲府市下曾根町
生年	昭和44年
備考	山梨県埋蔵文化財センター調査研究課長
委嘱期間	令和7年3月31日まで

【前任者】

選出区分	学識経験者（造園）
氏名	田中 哲雄

議案第10号

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和5年3月29日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第23号中「小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第4条第1項第3号中「担当する」の次に「担当監及び」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に基づく制度に移行することに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備（第2条関係）

個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に基づく制度に移行することに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）
（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく個人情報の開示等及び個人情報の適正な取扱いに関すること。</p> <p>(24)・(25) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（委任）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）</u>に基づく個人情報の開示等及び個人情報の適正な取扱いに関すること。</p> <p>(24)・(25) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>（教育長の専決）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、教育長が特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は教育委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会事務局職員（小田原市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年小田原市公平委員会規則第1号）別表に定める管理職員等（人事、給与、服務又は法規審査を担当する<u>担当監及び係長</u>を除く。）を除く。）及び学校その他の教育機関の職員（<u>県費負担教職員及び市立幼稚園の園長</u>を除く。）の任免、分限及び懲戒に関すること。</p>	<p>（教育長の専決）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、教育長が特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は教育委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会事務局職員（小田原市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年小田原市公平委員会規則第1号）別表に定める管理職員等（人事、給与、服務又は法規審査を担当する係長を除く。）を除く。）及び学校その他の教育機関の職員（<u>県費負担教職員及び市立幼稚園の園長</u>を除く。）の任免、分限及び懲戒に関すること。</p>

(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
2 (略)	

議案第 11 号

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について
小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる文書以外の文書については、これを省略することができる。

- (1) 許可、認可等の処分に関する文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、公印の押印をする必要がある文書として教育総務課長が定める文書

第28条の次に次の2条を加える。

（文書管理システムによる処理）

第29条 この規則の規定により行うこととされている文書の管理の事務について、文書管理システム（文書の管理に係る事務の処理を行う電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる場合は、当該文書管理システムにより行うものとする。

2 この規則の規定により作成することとされている帳票については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって、当該帳票の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該帳票とみなす。

（実施細目）

第30条 この規則に定めるもののほか、文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則

[改正理由]

文書管理システムの導入に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 公印の押印を省略することができる範囲の拡大（第19条関係）

公印の押印を省略することができる文書の範囲を次のように変更することとする。

改正後	改正前
次の文書以外の文書 (1) 許可、認可等の処分に関する文書 (2) 公印の押印をする必要がある文書 として教育総務課長が定める文書	庁内あての文書及び軽易な庁外あての文書

2 文書管理システムによる事務処理（第29条関係）

文書の管理の事務について、文書管理システムを使用して行うことができる場合は、当該システムにより行うこととし、この規則により作成することとされている帳票については、当該帳票に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該帳票とみなすこととする。

[適用]

令和 5 年 4 月 1 日

小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(公印)</p> <p>第19条 文書には、小田原市教育委員会公印規則（昭和45年小田原市教育委員会規則第5号）の定めるところにより公印を押さなければならない。<u>ただし、次に掲げる文書以外の文書については、これを省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>許可、認可等の処分に関する文書</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、公印の押印をす る必要がある文書として教育総務課長が定め る文書</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(文書管理システムによる処理)</u></p> <p>第29条 <u>この規則の規定により行うこととさ れている文書の管理の事務について、文書管 理システム（文書の管理に係る事務の処理を 行う電子情報処理組織をいう。）を使用して 行うことができる場合は、当該文書管理シス テムにより行うものとする。</u></p> <p><u>2 この規則の規定により作成することとされ ている帳票については、当該帳票に記載すべ き事項を記録した電磁的記録（電子的方式、 磁氣的方式その他人の知覚によっては認識す ることができない方式で作られた記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。）の作成をもって、当該帳票 の作成に代えることができる。この場合にお いて、当該電磁的記録は、当該帳票とみな す。</u></p>	<p>(公印)</p> <p>第19条 文書には、小田原市教育委員会公印規則（昭和45年小田原市教育委員会規則第5号）の定めるところにより公印を押さなければならない。<u>ただし、軽易な文書については、公印の押印を省略することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>

(実施細目)

第30条 この規則に定めるもののほか、文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

議案第 12 号

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則について
組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則について、議決を求め
る。

令和 5 年 3 月 29 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

(小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(部、課及び係の設置)

第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び係を置く。

教育部

教育総務課 総務係 地域教育推進係 学校施設係

保健給食課 保健係 給食係

教育指導課 指導係 教育相談係 学事・教職員係

第3条教育部教育総務課の事務分掌中(20)及び(21)を削り、(19)を(21)とし、(18)を(20)とし、(17)を(18)とし、(18)の次に次のように加える。

(19) 幼稚園経営の指導及び助言に関すること。

第3条教育部教育総務課の事務分掌(16)中「適正化」の次に「及び通学区域の変更」を加え、同課の事務分掌中(16)を(17)とし、(7)から(15)までを1ずつ繰り下げ、(6)を削り、(5)を(7)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 教育委員会の所管に係る事務事業の総合調整に関すること。

(6) 教育委員会内の連絡調整に関すること。

第3条教育部教育総務課の事務分掌(23)を次のように改める。

(23) 学校運営協議会に関すること。

第3条教育部教育総務課の事務分掌中(24)を(27)とし、(23)の次に次のように加える。

(24) 学校教育施設の維持管理に関すること。

(25) 学校教育施設の整備計画及び建設に関すること。

(26) 学校施設台帳の整備に関すること。

第3条教育部学校安全課の課名を「保健給食課」に改め、同課の事務分掌中(7)から(9)までを削る。

第3条教育部教育指導課の事務分掌中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを1ずつ繰り上げ、(6)を削り、(7)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 支援教育に関すること。

(7) 教育相談に関すること。

第3条教育部教育指導課の事務分掌中(11)を削り、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 教職員の研修に関すること。

第3条教育部教育指導課の事務分掌中(16)の次に次のように加える。

(17) 教育ネットワークに関すること。

第4条中「教育部学校安全課」を「教育部保健給食課」に改める。

第5条第2項第5号中「情報教育」を「情報通信技術を活用した教育」に改める。

(小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども青少年部長、子ども青少年部副部長」を「子ども若者部長、子ども若者部副部長」に改める。

(小田原市教育委員会文書管理規則の一部改正)

第3条 小田原市教育委員会文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表中学校安全課の項を次のように改める。

保健給食課	教保
-------	----

(小田原市教育委員会職員職名規則の一部改正)

第4条 小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

区分	職名	職に充てる職員
事務職	主事	事務職員
	主事補	
技術職	主事	技術職員
	主事補	

技能職	整備員	技能職員
	調理師	
業務職	用務員	業務職員
	作業員	
	給食調理員	

(小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則の一部改正)

第5条 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則（平成31年小田原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「子ども青少年部」を「子ども若者部」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

〔制定理由〕

組織機構の再編整備等に伴い、小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則ほか4件の規則について所要の整備を行うため制定する。

〔内 容〕

1 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正（整備規則第1条関係）

教育委員会事務局の組織及び事務分掌を次のように変更することとする。

(1) 教育総務課関係

放課後子ども係の名称を地域教育推進係に変更し、新たに学校施設係を置くこととする。また、教育総務課の事務分掌を次のように整備することとする。

ア 新たに次の事務を分掌させることとする。

(ア) 通学区域の変更に関する事務

(イ) 幼稚園経営の指導及び助言に関する事務

(ウ) 学校運営協議会に関する事務

(エ) 学校教育施設の維持管理に関する事務

(オ) 学校教育施設の整備計画及び建設に関する事務

(カ) 学校施設台帳の整備に関する事務

イ 総合教育会議に関する事務に係る事務分掌を廃止することとする。

(2) 保健給食課関係

学校安全課の名称を保健給食課に変更し、学校施設係を廃止することとする。

また、(1)ア(エ)から(カ)までの事務を教育総務課に移管することとする。

(3) 教育指導課関係

学事係及び教職員係を廃止し、新たに学事・教職員係を置くこととする。また、教育指導課の事務分掌を次のように整備することとする。

ア 通学区域の変更（学校の規模の適正化に係るものを除く。）に関する事務を教育総務課に移管することとする。

イ 新たに教育相談に関する事務及び教育ネットワークに関する事務を分掌させることとする。

2 組織機構の再編整備に伴う規定の整備

次に掲げる規則について、組織機構（市長部局におけるものを含む。）の変更に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（整備規則第2条関係）
 - (2) 小田原市教育委員会文書管理規則（整備規則第3条関係）
 - (3) 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則（整備規則第5条関係）
- 3 小田原市教育委員会職員職名規則の一部改正（整備規則第4条関係）
教諭、栄養士及び汽缶士の職を廃止することとする。

[適用]

令和 5 年 4 月 1 日

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）（整備規則第1条関係）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>（部、課及び係の設置）</u></p> <p>第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 総務係 地域教育推進係 学校施設係</p> <p>保健給食課 保健係 給食係</p> <p>教育指導課 指導係 教育相談係 学事・教職員係</p> <p style="text-align: center;">（事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 教育委員会の所管に係る事務事業の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育委員会内の連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(7) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与、服務その他の人事に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（幼稚園長、幼稚園教</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（部、課及び係の設置）</u></p> <p>第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 総務係 放課後子ども係</p> <p>学校安全課 保健係 給食係 学校施設係</p> <p>教育指導課 指導係 教育相談係 学事係</p> <p>教職員係</p> <p style="text-align: center;">（事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与、服務その他の人事に関すること。</u></p> <p><u>(6) 幼稚園長及び幼稚園教諭の服務の監督に関すること。</u></p> <p><u>(7) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（幼稚園長、幼稚園教</u></p>

- 論及び県費負担教職員（以下「教職員」という。）を除く。）の研修に関すること。
- (9) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の福利厚生に関すること。
- (10) 教育予算の総括調整及び執行管理に関すること。
- (11) 教育委員会に属する寄付金品の受入れに関すること。
- (12) 教育に係る調査及び統計に関すること。
- (13) 教育委員会規則の制定改廃に関すること。
- (14) 教育委員会規則等の公布に関すること。
- (15) 公印の管守に関すること。
- (16) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (17) 学校の規模の適正化及び通学区域の変更に関すること。
- (18) 学校教育財産の管理並びに取得及び処分に関すること。
- (19) 幼稚園経営の指導及び助言に関すること。
- (20) 園児の入園及び退園に関すること。
- (21) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。
- (22) 放課後子ども教室に関すること。

- 論及び県費負担教職員（以下「教職員」という。）を除く。）の研修に関すること。
- (8) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の福利厚生に関すること。
- (9) 教育予算の総括調整及び執行管理に関すること。
- (10) 教育委員会に属する寄付金品の受入れに関すること。
- (11) 教育に係る調査及び統計に関すること。
- (12) 教育委員会規則の制定改廃に関すること。
- (13) 教育委員会規則等の公布に関すること。
- (14) 公印の管守に関すること。
- (15) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (16) 学校の規模の適正化に関すること。
- (17) 学校教育財産の管理並びに取得及び処分に関すること。
- (18) 園児の入園及び退園に関すること。
- (19) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。
- (20) 教育委員会の所管に係る事務事業の総合調整に関すること。
- (21) 教育委員会内の連絡調整に関すること。
- (22) 放課後子ども教室に関すること。

(23) 学校運営協議会に関すること。

(24) 学校教育施設の維持管理に関する
こと。

(25) 学校教育施設の整備計画及び建設
に関すること。

(26) 学校施設台帳の整備に関するこ
と。

(27) その他の課の所管に属しない事
項に関すること。

保健給食課

(1)～(6) (略)

教育指導課

(1) 学校経営の指導及び助言に関するこ
と。

(2) 学校の教育課程に関すること。

(3) 学習指導、園児、児童及び生徒の指
導その他の学校教育に係る専門的事項
の指導に関すること。

(4) 教科用図書及び教材の取扱いに関す
ること。

(5) 学校行事及び教育活動に関するこ
と。

(6) 支援教育に関すること。

(7) 教育相談に関すること。

(8) 県費負担教職員のサービスの監督及び任
免その他の人事に係る内申に関するこ
と。

(23) 総合教育会議に関すること。

(24) その他の課の所管に属しない事
項に関すること。

学校安全課

(1)～(6) (略)

(7) 学校教育施設の維持管理に関するこ
と。

(8) 学校教育施設の整備計画及び建設に
関すること。

(9) 学校施設台帳の整備に関すること。

教育指導課

(1) 教職員の研修に関すること。

(2) 学校経営の指導及び助言に関するこ
と。

(3) 学校の教育課程に関すること。

(4) 学習指導、園児、児童及び生徒の指
導その他の学校教育に係る専門的事項
の指導に関すること。

(5) 教科用図書及び教材の取扱いに関す
ること。

(6) 支援教育に関すること。

(7) 学校行事及び教育活動に関するこ
と。

(8) 県費負担教職員のサービスの監督及び任
免その他の人事に係る内申に関するこ
と。

(9) 教職員の研修に関すること。

(10) 県費負担教職員の福利厚生に関する
こと。

(11) 学級編制に関すること。

(12) 学齢簿の編成、整備及び保管に関する
こと。

(13) 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する
こと。

(14) 児童及び生徒の入学、転学及び退
学に関すること。

(15) 児童及び生徒の就学援助に関する
こと。

(16) 奨学基金に関すること。

(17) 教育ネットワークに関すること

(学校給食共同調理場)

第4条 小田原市学校給食共同調理場設置条例
(昭和57年小田原市条例第38号)第2条
第1項の規定により設置された学校給食共同
調理場は、教育部保健給食課に属する。

(教育研究所)

第5条 (略)

2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとす
る。

(1)～(4) (略)

(5) 情報通信技術を活用した教育に関するこ
と。

(6) (略)

(9) 県費負担教職員の福利厚生に関する
こと。

(10) 学級編制に関すること。

(11) 通学区域の変更(学校の規模の適
正化に係るものを除く。)に関するこ
と。

(12) 学齢簿の編成、整備及び保管に関する
こと。

(13) 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する
こと。

(14) 児童及び生徒の入学、転学及び退
学に関すること。

(15) 児童及び生徒の就学援助に関する
こと。

(16) 奨学基金に関すること。

(学校給食共同調理場)

第4条 小田原市学校給食共同調理場設置条例
(昭和57年小田原市条例第38号)第2条
第1項の規定により設置された学校給食共同
調理場は、教育部学校安全課に属する。

(教育研究所)

第5条 (略)

2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとす
る。

(1)～(4) (略)

(5) 情報教育に関すること。

(6) (略)

○小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年小田原市教育委員会規則第2号）（抄）（整備規則第2条関係）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	職員	事務	職員
(略)		(略)	
(1) 青少年の体験交流学习に関すること。	<u>子ども若者部長</u> 、 <u>子ども若者部副部長</u> 及び青少年課の職員	(1) 青少年の体験交流学习に関すること。	<u>子ども青少年部長</u> 、 <u>子ども青少年部副部長</u> 及び青少年課の職員
(2) 青少年指導者及び育成者に関すること。		(2) 青少年指導者及び育成者に関すること。	

○小田原市教育委員会文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第4号）（抄）（整備規則第3条関係）

改正後		改正前	
小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。		小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。	
課等名	略字	課等名	略字
(略)		(略)	
保健給食課	教保	学校安全課	教安
(略)		(略)	

○小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）（整備規則第4条関係）

改正後			改正前		
別表第4 （第5条関係）			別表第4 （第5条関係）		
<u>区分</u>	<u>職名</u>	<u>職に充てる職員</u>	<u>区分</u>	<u>職名</u>	<u>職に充てる職員</u>
事務職	主事	事務職員	事務職	主事	事務職員
	主事補			主事補	
技術職	主事	技術職員		教諭	
	主事補		技術職	主事	技術職員
技能職	整備員	技能職員		主事補	
	調理師			栄養士	
業務職	用務員	業務職員	技能職	汽缶士	技能職員
	作業員		整備員		
	給食調理員		調理師		
			業務職	用務員	業務職員
			作業員		
			給食調理員		

○小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則（平成31年小田原市教育委員会規則第8号）（抄）（整備規則第5条関係）

改正後	改正前
<p>（委員）</p> <p>第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>子ども若者部</u>の職員</p>	<p>（委員）</p> <p>第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>子ども青少年部</u>の職員</p>

(4) (略)	(4) (略)
2 (略)	2 (略)

議案第13号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和5年3月29日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

区域外就学等届	
年 月 日	
小田原市教育委員会 様	
保護者 住 所 氏 名 電話番号	
次のとおり就学させるので届け出ます。	
児 童 生 徒 等 の 氏 名	
児 童 生 徒 等 の 生 年 月 日	
就 学 す る 学 校	
指定を受けた就学すべき学校	
添 付 書 類	就学承諾書
備 考	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

区域外就学等届による届出事項の見直しに伴う様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

区域外就学等届の様式を変更することとする。（様式第6号関係）

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改 正 後

様式第6号（第9条関係）

区域外就学等届

年 月 日

小田原市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり就学させるので届け出ます。

見 童 生 徒 等 の 氏 名

見 童 生 徒 等 の 生 年 月 日

就 学 す る 学 校

指定を受けた就学すべき学校

添 付 書 類 就学承諾書

備 考

改 正 前

様式第6号 (第9条関係)

区 域 外 就 学 等 届

年 月 日

小田原市教育委員会様

保護者 住 所
氏 名

私の保護している を 学校に就学させますのでお届
けします。

添付書類 就学承諾書

議案第14号

小田原市いじめ防止対策調査会委員の解嘱について

小田原市いじめ防止対策調査会委員の解嘱について、議決を求める。

1 被解嘱者

芦田 正博

2 解嘱年月日

令和5年3月31日

令和5年3月29日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿

(任 期 令和3年8月1日～令和5年7月31日)

選出区分	氏名	備 考	新・再
社会福祉士	あしだ まさひろ 芦田 正博	ソーシャルワークオフィス テディ	再任
弁護士	さかもと ゆう 坂本 結	お城通り法律事務所	新任
学識経験者	しまざき まさお 嶋崎 政男	神田外語大学 客員教授	再任
臨床心理士	すぎざき まさこ 杉崎 雅子	小田原短期大学保育学科 准教授	新任
医師	よこた しゅんいちろう 横田 俊一郎	横田小児科医院	再任

※委員は五十音順。敬称略。

議案第15号

小田原市学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について

小田原市学校づくり検討委員会委員の解嘱及び委嘱について、議決を求める。

令和5年3月29日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿（案）

任 期 令和4年(2022年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

選出区分	氏 名	備 考	新・再
学識経験者	内 山 絵美子	小田原短期大学保育学科 専任講師	再任
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授	再任
学識経験者	齊 藤 修 一	(一財)八三財団 代表理事	再任
学識経験者	柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授	再任
住民組織の役員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 会長	再任
児童及び生徒の保護者等を代表する者	渡 邊 庸 子	小田原市PTA連絡協議会 幹事	再任
市立小学校の校長	浜 口 勝 己	小田原市立国府津小学校 校長	新任
市立中学校の校長	村 上 晃 一	小田原市立白山中学校 校長	新任
公募市民	木 村 元 彦		再任
公募市民	山 本 加 世		再任

※委員は敬称略。

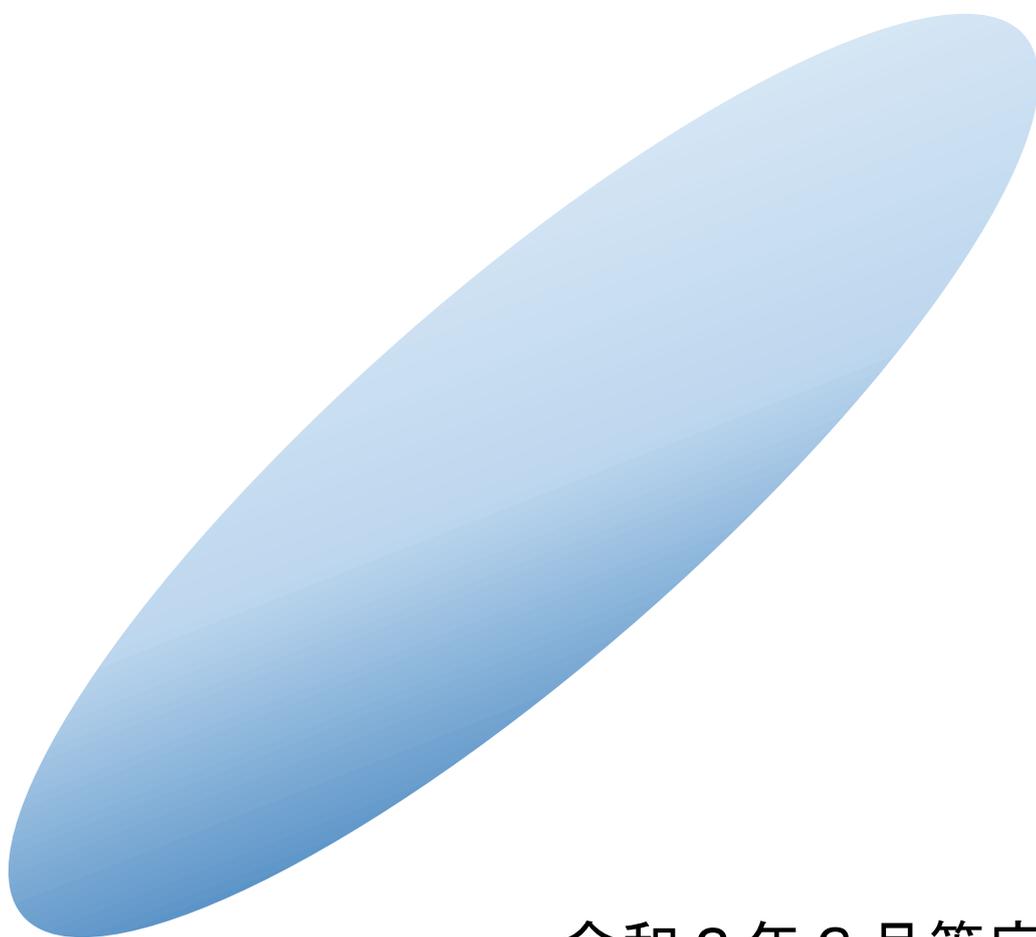
議案第16号

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改訂について
小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改訂について、議決を求める。

令和5年3月29日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳 下 正 祐

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針（案）



令和2年3月策定
令和5年3月改訂
小田原市教育委員会

目次

I	「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の目的	1
II	教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組	2
III	指針の性格	3
IV	小田原市の教職員の働き方改革の目標	3
V	各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組	4
1	個別業務の役割分担及び適正化について	4
2	勤務時間について	5
3	教職員の意識改革について	5
4	学校を支える人員体制について	5
5	定数改善について	7
6	労働安全衛生管理について	7
7	その他（施設・環境等）について	7
VI	指針の策定と取組の進捗管理について	8
VII	各校の取組	8



I 「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の目的

持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

社会の急激な変化が進む中で、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。

こうした中、国や神奈川県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査の結果、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなりました。

教員が心身ともに充実して子供たちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の充実につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題です。

このため、小田原市教育委員会では、県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」をふまえ、令和2年3月に「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針(以下、「指針」とする。)」を策定しました。

この指針に基づき、市教育委員会では、業務の明確化・適正化や支援スタッフの拡充等により教職員の負担軽減を図り、働き方改革に向けた総合的な取組を実施していきます。

また、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進める観点から、各学校に設置している学校運営協議会を充実させるとともに、従前より設置している学校支援地域本部を活用し、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子供たちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していきます。

市教育委員会は、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、小田原市の教育の質の一層の向上を図ります。

Ⅱ 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組

- 教員の働き方改革が大きな社会問題となっていることから、国では平成 28 年度に「教員勤務実態調査」を、県教育委員会では平成 29 年度に「勤務実態調査」を実施し、教員の勤務時間の実態把握を行いました。
 - これらの調査の結果、いずれの校種においても、教員の長時間勤務の深刻な勤務実態が明らかとなりました。例えば、県の調査によると、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える長時間勤務の教諭・総括教諭は小学校 35.7%、中学校 72.7%、教頭は小学校 63.4%、中学校 70.0%など、かなりの割合に上ることがわかりました。
 - このような状況を受け、国では平成 31 年 1 月 25 日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が文部科学省に提出され、同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、さらに、3 月には、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」が発出されました。
 - 神奈川県では、県教育委員会が、平成 30 年 4 月に今後の教員の働き方改革に関する総合的な取組等について議論をするため、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」を設置し検討を進め、平成 31 年 3 月に「神奈川の教員の働き方改革に向けた意見(最終まとめ)」が取りまとめられました。さらに、令和元年 10 月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」(令和 2 年 4 月改訂)が発出されました。これを受け、各市町村でも働き方改革の推進に向けた方針を整理し、各教育委員会の実情に応じて順次適切に取組を進めることとしました。
 - 小田原市では、教職員の長時間勤務等による健康への影響を未然に防止するため、令和 3 年 10 月に在校等時間管理システムを導入し、教職員の在校等時間*を正確に把握することに努めています。また、このシステムにより毎月 45 時間以上の超過勤務者、さらに 80 時間以上の超過勤務者について調査しており、例年一定数の教職員が月に 80 時間以上の超過勤務を行っているという実態が明らかになっています。
- ※ 在校等時間は、教職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修や児童生徒に引率等の職務に従事している時間及び管理職の許可を得て実施する在宅勤務や教育委員会が定めている情報通信技術を利用して行う在宅勤務(校務ネットワークや学習ネットワークに接続して行う業務)の勤務時間を加えたものとします。なお、勤務時間外における自己研鑽その他業務外の時間及び休憩時間は在校等時間から除きます。

- また、例年一定数の教職員が月に 80 時間以上の超過勤務を行っているという現状から、「小田原市立学校教職員衛生委員会」*では、令和 2 年度からテーマを「教職員の働き方改革の取組について」、重点を「働き方改革に関する指針に基づいた学校運営」とし、本指針の目標達成に向けて取組を推進しています。

* 「小田原市立学校教職員衛生委員会」は、労働安全衛生法に基づき、小田原市の教職員の安全および健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を協議するために設置されています。現在は 15 名の委員からなっています。

Ⅲ 指針の性格

- 本指針は、教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 市教育委員会は、本指針に基づき、市内小・中学校教職員における働き方改革を着実に推進します。
- 本指針の対象期間は、国の工程表を参考に概ね 3 年程度とします。
- 本指針は、国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととします。

Ⅳ 小田原市の教職員の働き方改革の目標

持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成 31 年 1 月 25 日 文部科学省）や「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（令和 2 年 4 月改訂神奈川県教育委員会）を参考に、以下の 3 つの目標を掲げます。

なお、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に慎むこととします。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題点の見直しを行うことにあります。

1 時間外勤務*の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、1 か月あたり 45 時間、1 年あたり 360 時間を超えないようにします（特別の場合を除く）。

* 「時間外勤務」は、上記「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間 7 時間 45 分を減じた時間を表しています。文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月 25 日）」では、「勤務時間の上限の目安時

間」と表記されていますが、本指針では、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に合わせ、「時間外勤務」としてしています。

- 「小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則（令和3年4月1日施行）」により時間外勤務の上限時間数を設定しました。

2 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数 15 日以上を目標とします。
- 長期休業期間中に年 5 日を目標として学校閉庁日※を設定します。

※ 学校閉庁日は、年次休暇又は夏季休暇、又は週休日等の振替の取得により実施します。

3 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」※の遵守

- 年間指導計画の作成と、平日授業日及び休業日それぞれ方針に定められた日数の休養日の取得を徹底します。

※ 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」で定められた休養日の設定基準

- ・ 週当たり授業日 1 日以上、休業日 1 日以上休養日を設ける。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・ 休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定する。
- ・ 年間を 52 週と考え、1 年間に授業日及び休業日各 52 日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日に必ず休養日を設定するよう努める。

V 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組

市教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。

なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取組について調整を図っていきます。

1 個別業務の役割分担及び適正化について

- 引き続き、各校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行うとともに、国や県の調査に対しても負担軽減について働きかけます。
- 小田原市が実施する行事等の精選を図ります。併せて、各校における行事等の精査を促進し、各校で実施した取組については共有し、各校における改善に生かします。
- 市教育委員会が主催する研修会のうち、同じ目的の研修会を複数回開催する場合、全学年 1 クラス規模の学校は、いずれかの研修会へ参加すればよいこととしています。また、教職員の出張の負担を軽減するため、積極的にリモートでの会議・研修を取り入れます。
- 保護者・地域等に向けた教職員の働き方改革に関する理解を促進するためのお知らせを作成します。

- 地域と組織的な連携・協働体制が図れる学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全校に設置し、地域と協働して学校運営を図れるよう、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めていきます。
- 事務職員の組織化による学校事務の機能強化を図るとともに、事務職員の担っている事務量等を勘案しつつ、事務職員の役割や教員の担う事務の在り方等について検討を進めていきます。
- 給食費の公会計化を令和3年度から実施しましたが、引き続き学校以外が担うべき業務について、見直しを行い、教職員の負担軽減を図っていきます。

2 勤務時間について

- 教職員の勤務時間について、在校等時間管理システムにより、客観的な把握を行います。
- 夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得を促進します。
- 長期休業期間中に、5日間の学校閉庁日を実施します。
- 1年単位の変形労働時間制について、県教育委員会の検討や本市での業務縮減の進捗状況を踏まえながら、慎重かつ柔軟に対応します。
- 各校に自動音声応答機能付き電話機（システム電話）を設置し、夜間や週休日等の電話に対応しない環境の形成に努めます。

3 教職員の意識改革について

- 各校の重点目標や経営方針について、必要に応じて学校に指導・助言を行います。また、各学校の学校運営協議会において学校運営の基本方針を検討する際には、教職員の働き方改革の視点を盛り込むよう働きかけます。
- 研修会において、タイムマネジメントに係る内容や外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、教頭研修会では、働き方改革についての内容を適宜取り上げます。
- 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動において、年間指導計画を作成するとともに、授業日及び休業日それぞれ年間の休養日の取得を徹底し、計画的な活動を促進します。
- 校務支援システムの更新以降（令和5年10月～）、ポップアップメッセージを表示できるようになるため、働き方改革に関するメッセージを定期的に配信していきます。

4 学校を支える人員体制について

- 小学校35人学級を国より1年前倒しで段階的に実施するため、令和3年度から対象校に少人数指導スタッフを配置しています。
- 学力向上支援事業として、中学校に配置する教科非常勤講師、小学校に配

置する少人数指導スタッフの充実を図ります。

- 小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が外国語や外国の文化に慣れ親しむことを目的とし、中学校においては、実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的として、各校に外国語指導助手（ALT）を配置します。また、県費英語専科の配置のない小学校については、市で英語専科非常勤講師を配置し、学年段階に応じた国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- 豊かな心を育む場としての学校図書館が充実するよう、各校に学校司書を配置します。
- 各校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな教育的ニーズのある児童・生徒に対して適切な指導を行うため、教員の補助者として、小・中学校に個別支援員を配置します。
- 医療的ケア及び生活上健康管理等の必要な児童・生徒が在籍する学校を巡回し、医療的ケアを実施したり、環境調整及び生活上の助言を行ったりするために、個別支援員（看護師）を配置します。また、看護師を専門職として特別支援学級の宿泊学習に派遣し、医療的ケア等の充実を図るとともに、引率職員が児童・生徒の支援に集中できる環境を整えます。
- 教室に入ることができない児童・生徒のための校内支援体制の充実を図ります。
- 不登校児童・生徒を対象に、家庭と連携しながら、学校復帰を目的とした家庭訪問によって、本人や保護者への支援を行うために不登校生徒訪問相談員を派遣します。
- 児童・生徒の見取りや具体的な支援等を通じて、「小田原市立の小・中学校の校内体制の支援」や、「さまざまな課題をもつ児童・生徒への教育的対応について、教職員に対する実践的な支援」を行うために、学校からの依頼により小田原市支援教育相談支援チームを派遣します（巡回相談の実施、個別指導員の配置、作業療法士及び理学療法士の派遣等）。
- 外国につながるのある児童・生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力しながら日本語指導を行い、適切な学校教育の機会の確保を図るために、日本語指導協力者を派遣します。
- 「おだわら子ども若者教育支援センター」（はーもにい）を中心に、教育と福祉が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することで、個に応じた支援環境のより一層の充実を図ります。
- 中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸問題を改善するために、生徒指導員を配置します。
- 中学校の部活動については、地域移行に向けて地域指導者の配置を充実させるとともに、部活動指導員の活用を図ります。
- 学習プリントの印刷等を行うスクール・サポート・スタッフの配置・拡充

について、引き続き国及び県に要望します。

- いじめなどの重要案件の法律相談について、市の顧問弁護士や県教育委員会のスクールロイヤーを活用し、学校からの相談に対応できるように努めます。
- 「チームとしての学校」に向け、外部人材を有効に活用します。

5 定数改善について

- 教育の質の向上を目指すため、教職員定数の改善並びに定数規定外のチーム・ティーチングや少人数指導、小学校英語専科、小学校高学年専科等の配置について、引き続き国及び県に要望します。

6 労働安全衛生管理について

- 各校の労働安全衛生管理体制の充実のために、小田原市立学校教職員衛生委員会を開催します。教職員の労働安全衛生環境について協議し、その結果を各校の各教職員に通知するとともに、各校の好事例を展開していきます。
- 教職員の健康管理等を行う産業医を選任します。産業医は、小田原市立学校教職員衛生委員会の助言や超過勤務調査の該当者等への面接を行い、教職員の健康管理や職場環境の改善を図ります。校長会で産業医の活用方法を周知し、産業医と管理職の連携を推進します。
- 全教職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施します。ストレスチェックの結果及び分析は各校管理職に通知し、必要に応じて産業医面接等の受診を促します。
- 公立学校共済組合において実施している電話や Web による無料相談窓口等について、教職員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。

7 その他（施設・環境等）について

- 様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務にかかる教職員の負担を軽減するために一人1台のパソコンを配置しており、さらなる情報基盤の整備に努めます。
- 全校で導入している既存のサーバや校務用パソコン、学習用端末を適切に運用し、ICTの積極的な活用を推進します。また、老朽化した機器の計画的な入替を実施し、時代や現場のニーズに合ったネットワークを構築します。
- 保護者への連絡について、連絡配信システム（さくら連絡網）を積極的に活用し、業務改善・作業負荷の軽減を図ります。

- 「カリキュラム・マネジメント」推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。

VI 指針の策定と取組の進捗管理について

- 教職員の働き方改革を進めるためには、市教育委員会の考えだけではなく、現場の教職員の意見等を幅広く聞き入れる必要があります。そのため、本指針の策定に当たり、小田原市校長会の意見を聞くとともに、教育委員会と教職員の代表から構成される小田原市立学校教職員衛生委員会で協議を行いました。
- 各校の教職員の働き方改革を円滑に進めていくためには、本指針に記載されたすべての取組が着実に実施されることが重要です。市教育委員会は、小田原市立学校教職員衛生委員会を活用して各校と連携するとともに、進捗状況を確認しながら一層の取組を促します。

Ⅶ 各校・教育委員会の取組

各校や教育委員会の働き方改革に関する取組についての紹介

取組項目1 新しいツールを利用した働き方改革

（市教委、学校の取組）

事例1 在校等時間管理システムの導入と職員への周知方法

令和3年10月から在校等時間管理システムを導入し、教職員の勤務時間について、客観的な計測に基づく集計がスタートしました。自身の勤務時間を把握することで、職員一人ひとりの勤務時間に対する意識が高まりました。

[在校等時間管理システム]



長時間労働により疲労が蓄積すると、健康障害やメンタルヘルス不調のリスクが高まります。市教育委員会では、年7回の産業医面談を実施しており、在校等時間が多い教職員も対象にしています。

[職員への周知方法]

〇〇月の時間外勤務について（確認）

職名	教諭
氏名	小田原 太郎
〇月時間外勤務時間	70時間 30分

一言コメント
運動会等、学校行事が多く大変な月でした。お体に気をつけお過ごしください。何か相談等ありましたら、いつでもお声掛けください。

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針では、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）の上限は、

1か月 45時間以内
1年間 360時間以内 となっています。

教育指導課から毎月配布される集計表を基に、教職員へ通知を作成している学校もあります。本人への意識改革に限らず、管理職が実施する教職員の勤務状況の実態把握としても有用です。

（市教委、学校の取組）

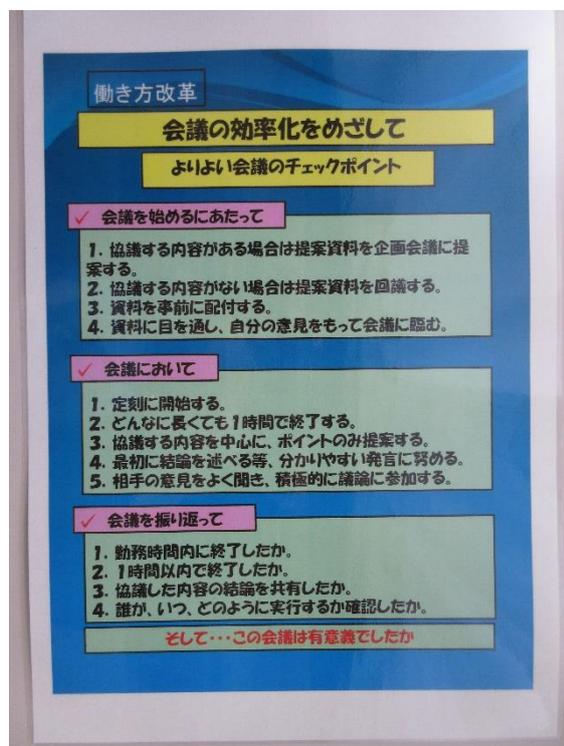
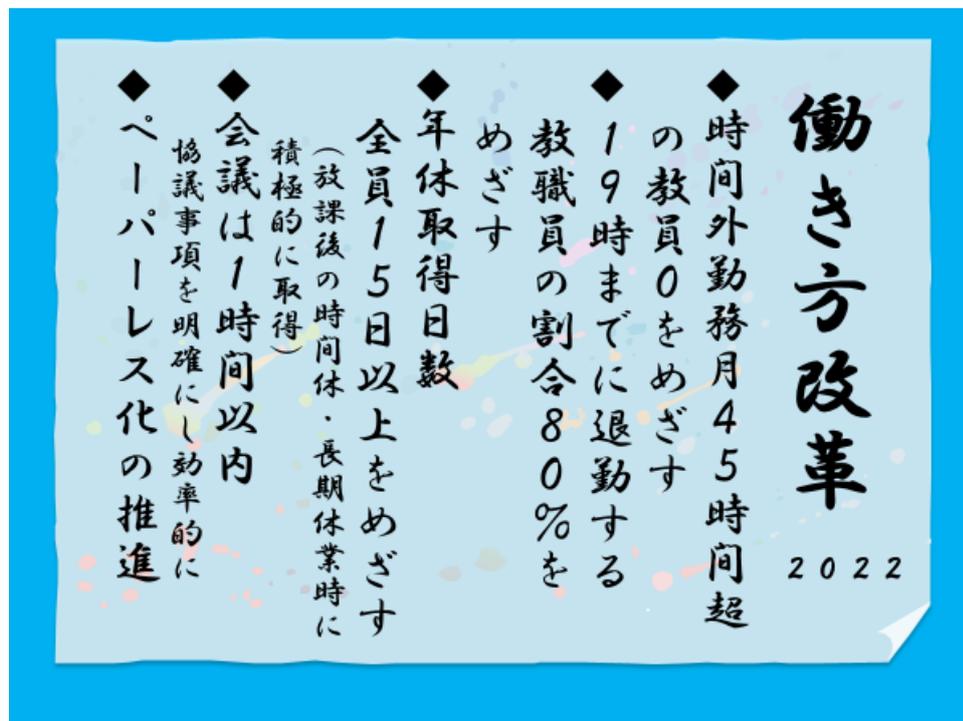
事例2 保護者通知等のデータ化

保護者連絡配信システムを活用し、今まで紙媒体としていた保護者通知等をデータ配信に切り替えました。印刷及び配布に係る労力及び紙や印刷に係る費用の削減に繋がっています。また、携帯アプリのため、いつでも通知等を確認できるため、利便性が高まりました。

取組項目2 ポスターや掲示物を活用した働き方改革の見える化

(学校の取組)

事例1 ポスターや掲示物



教職員向けの掲示物としては、仕事の精選や効率化を図る目的のほか、意識改革を促す内容のものが作成されています。掲示物を作成しなくとも、職員室黒板にその日の状況に応じたメッセージを記すなど、意識改革の方法はさまざまです。

取組項目3 職務環境の改善に関すること

(学校の取組)

事例1 「デジタルサイネージ」の設置

職員室前後の2か所に、デジタルサイネージ(電子黒板)の設置を行っている学校もあります。今までは、教頭又は教務主任が毎日、黒板に予定等を記載していましたが、それが不要となりました。PC入力に切り替えることで、修正等に即座に対応できるとともに、職員も予定等が見やすく、職員間の情報共有に役立っています。

[職員室のデジタルサイネージ]



職員室の前後に設置してあるため、席が後ろの人でも予定をすぐにチェックできるようになっています。



取組項目4 部活動指導等に関すること

(市教委の取組)

事例1 部活動地域指導者・部活動指導員の配置

有償ボランティアである部活動地域指導者を令和4年度は全中学校に44名配置し、主に技術面での専門的な指導を依頼しています。

会計年度任用職員の部活動指導員を3名配置し、地域指導者と同様に、専門的な指導を依頼しているほか、大会等への引率に従事しています。部活動指導員については、今後も増員の方向で検討を行っています。

(学校の取組)

事例2 NO部活デイ

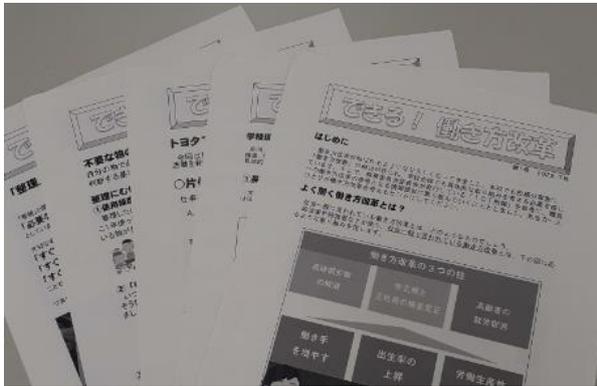
「小田原市立中学校に係る部活動の方針」にかかげる部活動休養日を遵守するため、週に1回「NO部活デイ」を実施している学校もあります。

取組項目 5 その他の取組について

(学校の取組)

事例 1 「できる！働き方改革」の発行

校内の校務分掌に「働き方改善」の担当を作り、職員への働き方改革の参考となる情報提供として、「できる！働き方改革」を月に1～2回程度発行している学校もあります。



発行者の負担減及び読み手が読みやすいように、添付画像を多く利用し、字のフォントも大きく設定しています。作成には、市教育委員会発行の「ICT 所報」を参考としています。校内では、働き方改革の意識が高まったという意見が多くあります。

(市教委、学校の取組)

事例 2 ICT を活用したアンケート機能の活用及び紙媒体の削減

市教育委員会が実施するアンケート等の一部を Google フォーム等の電子アンケートに切り替えました。紙媒体の印刷、配付、回収等の手間はなく、また、データで抽出されるため、集計時間の大幅な削減に繋がりました。

(学校の取組)

事例 3 スクール・サポート・スタッフ (以下、「SSS」とする。) の活用

教員が担う業務の明確化・適正化を図るために導入された SSS は、現在、全校に配置され、教員業務の負担軽減のため活用されています。

業務依頼書
依頼者
日時
内容
いつまでに
いつでも/至急/○月○日

SSS に業務を依頼するときは、専用の仕事依頼書 (職員室の事務机上) に依頼事項を各教員が記入するようにしています。

依頼内容としては、

- ・印刷室の整理 (整理用箱の作成)、カートリッジ交換、用紙の補充
- ・印刷物 (家庭学習、家庭用配布物等)、各種掲示
- ・新体力テスト等の記録の入力
- ・理科、生活科等の教材作り 等となります。

(学校の取組)

事例 4 NO 残業デー

月1回程度、教職員が定刻で帰宅できるよう、年間の教育課程を工夫し、「NO 残業デー」としている学校もあります。

I 「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の目的

持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

社会の急激な変化が進む中で、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。

こうした中、国や神奈川県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査の結果、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなりました。

教員が心身ともに充実して子供たちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の充実につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題です。

このため、小田原市教育委員会では、県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」をふまえ、令和2年3月に「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針(以下、「指針」とする。))」を策定しました。

この指針に基づき、市教育委員会では、業務の明確化・適正化や支援スタッフの拡充等により教職員の負担軽減を図り、働き方改革に向けた総合的な取組を実施していきます。

また、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進める観点から、各学校に設置している学校運営協議会を充実させるとともに、従前より設置している学校支援地域本部を活用し、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子供たちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していきます。

市教育委員会は、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、小田原市の教育の質の一層の向上を図ります。

I 「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の目的

持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

社会環境の変化に伴い、学校を取り巻く環境は、いじめ、不登校や子供の貧困問題など複雑化、多様化しており、学校に求められる役割も拡大しています。また、グローバル教育などの新しい教育への対応なども求められています。

こうした中、国や神奈川県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査の結果、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなりました。

教員が心身ともに充実して子供たちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の充実につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題です。

このため、小田原市教育委員会では、神奈川県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を受け、このたび「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針(以下、「指針」という。))」を策定しました。

この指針を基に、小田原市教育委員会では、学校に課されている負担を軽減し、働き方改革に向けた総合的な取組を実施していきます。

具体的には、業務の明確化・適正化により教職員の負担軽減を図ることを目的として、「チームとしての学校」の体制整備に向け、これまでも配置してきた個別支援員や部活動指導員等のスタッフを充実させるとともに、学習プリントの印刷等を教師に代わって行うスクール・サポート・スタッフの導入に向けた取組等を進めます。

また、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進める観点から、各小学校に設置している学校運営協議会を充実させるとともに、従前より設置している学校支援地域本部を活用し、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子供たちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していきます。

小田原市教育委員会は、この指針に基づき、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、小田原市の教育の質の一層の向上を図ります。

<p>Ⅱ 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組</p>	<p>Ⅱ 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組</p>
<p>○ 教員の働き方改革が大きな社会問題となっていることから、国では平成 28 年度に「教員勤務実態調査」を、県教育委員会では平成 29 年度に「勤務実態調査」を実施し、教員の勤務時間の実態把握を行いました。</p> <p>○ これらの調査の結果、いずれの校種においても、教員の長時間勤務の深刻な勤務実態が明らかとなりました。例えば、県の調査によると、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える長時間勤務の教諭・総括教諭は小学校 35.7%、中学校 72.7%、教頭は小学校 63.4%、中学校 70.0%など、かなりの割合に上がることがわかりました。</p> <p>○ このような状況を受け、国では平成 31 年 1 月 25 日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が文部科学省に提出され、同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、さらに、3 月には、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」が発出されました。</p> <p>○ 神奈川県では、県教育委員会が、平成 30 年 4 月に今後の教員の働き方改革に関する総合的な取組等について議論をするため、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」を設置し検討を進め、平成 31 年 3 月に「神奈川の教員の働き方改革に向けた意見(最終まとめ)」が取りまとめられました。さらに、令和元年 10 月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」(令和 2 年 4 月改訂)が発出されました。これを受け、各市町村でも働き方改革の推進に向けた方針を整理し、各教育委員会の実情に応じて順次適切に取組を進めることとしました。</p> <p>○ 小田原市では、教職員の長時間勤務等による健康への影響を未然に防止するため、令和 3 年 10 月に在校等時間管理システムを導入し、教職員の在校等時間[※]を正確に把握することに努めています。また、このシステムにより毎月 45 時間以上の超過勤務者、さらに 80 時間以上の超過勤務者について調査しており、例年一定数の教職員が月に 80 時間以上の超過勤務を行っているという実態が明らかになっています。</p> <p>[※] 在校等時間は、教職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修や児童生徒に引率等の職務に従事している時間及び管理職の許可を得て実施する在宅勤務や教育委員会が定めている情報通信技術を利用して行う在宅勤務(校務ネットワークや学習ネットワークに接続して行う業務)の勤務時間を加えたものとします。なお、勤務時間外における自己研鑽その他業務外の時間及び休憩時間は在校等時間から除きます。</p>	<p>○ 教員の働き方改革が大きな社会問題となっていることから、国では平成 28 年度に「教員勤務実態調査」を、県教育委員会では平成 29 年度に「勤務実態調査」を実施し、教員の勤務時間の実態把握を行いました。</p> <p>○ これらの調査の結果、いずれの校種においても、教員の長時間勤務の深刻な勤務実態が明らかとなりました。例えば、県の調査によると、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える長時間勤務の教諭・総括教諭は小学校 35.7%、中学校 72.7%、教頭は小学校 63.4%、中学校 70.0%など、かなりの割合に上がることがわかりました。</p> <p>○ このような状況を受け、国では平成 31 年 1 月 25 日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が文部科学省に提出され、同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、さらに、3 月には、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」が発出されました。</p> <p>○ 神奈川県では、神奈川県教育委員会が、平成 30 年 4 月に今後の教員の働き方改革に関する総合的な取組等について議論をするため、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」を設置し検討を進め、平成 31 年 3 月に「神奈川の教員の働き方改革に向けた意見(最終まとめ)」が取りまとめられました。さらに、令和元年 10 月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」が発出されました。これを受け、各市町村でも働き方改革の推進に向けた重要な方策が整理され、各教育委員会の実情に応じて順次適切に取組を進めることとしました。</p> <p>○ 一方、小田原市では、教職員の長時間勤務による健康への影響を未然に防止するため、毎月 80 時間以上の超過勤務者について調査しており、この調査から、例年一定数の教職員が月に 80 時間以上の超過勤務を行っているという実態が明らかになっていました。なお、本調査については、国の答申や通知を受けて、令和元年度から従来の調査方法を見直し、超過勤務の中に部活動も含めることとし、さらに、月 45 時間以上の超過勤務の状況についても調査することとしました。</p> <p>○ また、例年一定数の教職員が月に 80 時間以上の超過勤務を行っているという現状から、「小田原市立学校教職員衛生委員会」[※]では、平成 28 年度からテーマを「明るく風通しのよい職場をめざして」として、教職員の働き方改革を中心に議論を重ねてきました。</p>

- また、例年一定数の教職員が月に80時間以上の超過勤務を行っているという現状から、「小田原市立学校教職員衛生委員会」※では、令和2年度からテーマを「教職員の働き方改革の取組について」、重点を「働き方改革に関する指針に基づいた学校運営」とし、本指針の目標達成に向けて取組を推進しています。
- ※ 「小田原市立学校教職員衛生委員会」は、労働安全衛生法に基づき、小田原市の教職員の安全および健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を協議するために設置されています。現在は15名の委員からなっています。

Ⅲ 指針の性格

- 本指針は、教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 市教育委員会は、本指針に基づき、市内小・中学校教職員における働き方改革を着実に推進します。
- 本指針の対象期間は、国の工程表を参考に概ね3年程度とします。
- 本指針は、国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととします。

Ⅳ 小田原市の教職員の働き方改革の目標

持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日 文部科学省）や「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（令和2年4月改訂神奈川県教育委員会）を参考に、以下の3つの目標を掲げます。

なお、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に慎むこととします。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題点の見直しを行うことにあります。

1 時間外勤務※の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにします（特別の場合を除く）。
- ※ 「時間外勤務」は、上記「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間7時間45分を減じた時間を表しています。文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日）」では、「勤務時間の上限の目安時

- 特に平成30年度からは、「学校でできる『働き方改革』への取組」を重点とし、「働き方改革の見える化」を推進しています。
- ※ 「小田原市立学校教職員衛生委員会」は、労働安全衛生法に基づき、小田原市の教職員の安全および健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるために設置されています。現在は16名の委員からなっています。

Ⅲ 指針の性格

- 本指針は、教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 小田原市教育委員会は、本指針に基づき、市内小・中学校教職員における働き方改革を着実に推進します。
- 本指針の対象期間は、国の工程表を参考に概ね3年程度とします。
- 本指針は、国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととします。

Ⅳ 小田原市の教職員の働き方改革の目標

持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日 文部科学省）や「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（令和元年10月24日 神奈川県教育委員会）を参考に、以下の3つの目標を掲げます。

しかしながら、本指針は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、この目標を遵守することのみを求めるものではありません。さらには、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に慎むこととします。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題点の見直しを行うことにあります。

1 時間外勤務※の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにします（特別の場合を除く）。
- ※ 「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や児童・生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間7時間45分を減じた時間を表しています。文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の

間」と表記されていますが、本指針では、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に合わせ、「時間外勤務」としていません。

- 「小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則（令和3年4月1日施行）」により時間外勤務の上限時間数を設定しました。

2 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数 15 日以上を目標とします。
- 長期休業期間中に年 5 日を目標として学校閉庁日*を設定します。
- ※ 学校閉庁日は、年次休暇又は夏季休暇、又は週休日等の振替の取得により実施します。

3 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」*の遵守

- 年間指導計画の作成と、平日授業日及び休業日それぞれ方針に定められた日数の休養日の取得を徹底します。
- ※「小田原市立中学校に係る部活動の方針」で定められた休養日の設定基準
 - ・ 週当たり授業日 1 日以上、休業日 1 日以上の休養日設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - ・ 休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定する。
 - ・ 年間を 52 週と考え、1 年間に授業日及び休業日各 52 日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日に必ず休養日を設定するよう努める。

V 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組

市教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。
 なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取組について調整を図っていきます。

1 個別業務の役割分担及び適正化について

- 引き続き、各校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行うとともに、国や県の調査に対しても負担軽減について働きかけます。
- 小田原市が実施する行事等の精選を図ります。併せて、各校における行事等の精査を促進し、各校で実施した取組については共有し、各校における改善に生かします。
- 市教育委員会が主催する研修会のうち、同じ目的の研修会を複数回開催する場合、全学年 1 クラス規模の学校は、いずれかの研修会へ参加すればよいこととしています。また、教職員の出張の負担を軽減するため、積極的にリモートでの会議・研修を取り入れます。
- 保護者・地域等に向けた教職員の働き方改革に関する理解を促進するためのお知らせを作成します。

上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月 25 日）」では、「勤務時間の上限の日安時間」と表記されていますが、本指針では、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に合わせ、「時間外勤務」としていません。

2 年次休暇一人あたり年平均取得日数の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数 15 日以上を目標とします。

3 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」*の遵守

- 年間指導計画の作成と、平日授業日及び休業日それぞれ方針に定められた日数の休養日の取得を徹底します。
- ※「小田原市立中学校に係る部活動の方針」で定められた休養日の設定基準
 - ・ 週当たり授業日 1 日以上、休業日 1 日以上の休養日設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - ・ 休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定する。
 - ・ 年間を 52 週と考え、1 年間に授業日及び休業日各 52 日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日に必ず休養日を設定するよう努める。

V 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組

小田原市教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。
 なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取組について調整を図っていきます。

1 個別業務の役割分担及び適正化について

- 引き続き、各小・中学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行うとともに、国や県の調査に対しても負担軽減について働きかけます。
- 地域・保護者に向けた教職員の働き方改革に関する理解を促進するためのお知らせを作成します。
- 全小学校に導入した学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について、保護者・地域等が連携・協働する仕組みを構築するための支援を行います。
- 小田原市が実施する行事等の精選を図ります。併せて、各小・中学校における行事等の精査を促進し、各小・中学校で実施した取組については共有し、各小・中学校における改善に生かします。
- 小田原市教育委員会が主催する研修会のうち、同じ目的の研修会を複数回開催する場合、全学年 1 クラス規模の学校は、いずれかの研修会へ参加すればよいこととしています。

新

- 地域と組織的な連携・協働体制が図れる学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全校に設置し、地域と協働して学校運営を図れるよう、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めていきます。
- 事務職員の組織化による学校事務の機能強化を図るとともに、事務職員の担っている事務量等を勘案しつつ、事務職員の役割や教員の担う事務の在り方等について検討を進めていきます。
- 給食費の公会計化を令和3年度から実施しましたが、引き続き学校以外が担うべき業務について、見直しを行い、教職員の負担軽減を図っていきます。

2 勤務時間について

- 教職員の勤務時間について、在校等時間管理システムにより、客観的な把握を行います。
- 夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得を促進します。
- 長期休業期間中に、5日間の学校閉庁日を実施します。
- 1年単位の変形労働時間制について、県教育委員会の検討や本市での業務縮減の進捗状況を踏まえながら、慎重かつ柔軟に対応します。
- 各校に自動音声応答機能付き電話機（システム電話）を設置し、夜間や週休日等の電話に対応しない環境の形成に努めます。

3 教職員の意識改革について

- 各校の重点目標や経営方針について、必要に応じて学校に指導・助言を行います。また、各学校の学校運営協議会において学校運営の基本方針を検討する際には、教職員の働き方改革の視点を盛り込むよう働きかけます。
- 研修会において、タイムマネジメントに係る内容や外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、教頭研修会では、働き方改革についての内容を適宜取り上げます。
- 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動において、年間指導計画を作成するとともに、授業日及び休業日それぞれ年間の休養日の取得を徹底し、計画的な活動を促進します。
- 校務支援システムの更新以降（令和5年10月～）、ポップアップメッセージを表示できるようになるため、働き方改革に関するメッセージを定期的に配信していきます。

4 学校を支える人員体制について

- 小学校35人学級を国より1年前倒しで段階的に実施するため、令和3年度から対象校に少人数指導スタッフを配置しています。
- 学力向上支援事業として、中学校に配置する教科非常勤講師、小学校に配

旧

- 事務職員の組織化による学校事務の機能強化を図るとともに、事務職員の担っている事務量等を勘案しつつ、事務職員の役割や教員の担う事務の在り方等について検討を進めていきます。
- 給食費の公会計化について、国から示された「学校給食費の会計業務に係るガイドライン」の内容を踏まえて、令和3年度からの導入を目指します。

2 勤務時間について

- 教職員の勤務時間について正確な把握を行います。
- 夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得促進を行います。
- 夏季休業期間中に、学校閉庁日を実施します（学校閉庁日の日数や冬季休業期間中の実施については、今後の検討課題とします）。また、学校閉庁日の実施に伴い、保護者や地域住民への理解を図るため、関係団体等に協力を要請します。なお、学校閉庁日は、年次休暇や夏季休暇、又は週休日等の振替の取得により実施します。
- 1年単位の変形労働時間制について、県教育委員会の検討や本市での業務縮減の進捗状況を踏まえながら、慎重かつ柔軟に対応します。
- 全小・中学校に自動音声応答機能付き電話機（システム電話）を設置し、夜間や週休日等の電話に対応しない環境を整備し、保護者等へも周知しています。

3 教職員の意識改革について

- 各小・中学校の重点目標や経営方針について、必要に応じて学校に指導・助言を行います。また、各学校の学校運営協議会において学校運営の基本方針を検討する際には、教職員の働き方改革の視点を盛り込むよう働きかけます。
- 研修会において、タイムマネジメントに係る内容や外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、教頭研修会では、働き方改革についての内容を適宜取り上げます。
- 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動において、年間指導計画を作成するとともに、授業日及び休業日それぞれ年間の休養日の取得を徹底し、計画的な活動を促進します。

4 学校を支える人員体制について

- 各小・中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな教育的ニーズのある児童・生徒に対して適切な指導を行うため、教員の補助者として、小・中学校に個別支援員を配置します。
- 医療的ケア及び生活上健康管理等の必要な児童・生徒が在籍する学校を

新

置する少人数指導スタッフの充実を図ります。

- 小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が外国語や外国の文化に慣れ親しむことを目的とし、中学校においては、実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的として、各校に外国語指導助手（ALT）を配置します。また、県費英語専科の配置のない小学校については、市で英語専科非常勤講師を配置し、学年段階に応じた国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- 豊かな心を育む場としての学校図書館が充実するよう、各校に学校司書を配置します。
- 各校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな教育的ニーズのある児童・生徒に対して適切な指導を行うため、教員の補助者として、小・中学校に個別支援員を配置します。
- 医療的ケア及び生活上健康管理等の必要な児童・生徒が在籍する学校を巡回し、医療的ケアを実施したり、環境調整及び生活上の助言を行ったりするために、個別支援員（看護師）を配置します。また、看護師を専門職として特別支援学級の宿泊学習に派遣し、医療的ケア等の充実を図るとともに、引率職員が児童・生徒の支援に集中できる環境を整えます。
- 教室に入ることができない児童・生徒のための校内支援体制の充実を図ります。
- 不登校児童・生徒を対象に、家庭と連携しながら、学校復帰を目的とした 家庭訪問によって、本人や保護者への支援を行うために不登校生徒訪問相談員を派遣します。
- 児童・生徒の見取りや具体的な支援等を通じて、「小田原市立の小・中学校の校内体制の支援」や、「さまざまな課題をもつ児童・生徒への教育的対応について、教職員に対する実践的な支援」を行うために、学校からの依頼により小田原市支援教育相談支援チームを派遣します（巡回相談の実施、個別指導員の配置、作業療法士及び理学療法士の派遣等）。
- 外国につながるのある児童・生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力しながら日本語指導を行い、適切な学校教育の機会の確保を図るために、日本語指導協力者を派遣します。
- 「おだわら子ども若者教育支援センター」（はーもにい）を中心に、教育と福祉が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することで、個に応じた支援環境のより一層の充実を図ります。
- 中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸問題を改善するために、生徒指導員を配置します。
- 中学校の部活動については、地域移行に向けて地域指導者の配置を充実させるとともに、部活動指導員の活用を図ります。
- 学習プリントの印刷等を行うスクール・サポート・スタッフの配置・拡充

旧

巡回し、医療的ケアを実施したり、環境調整及び生活上の助言を行ったりするために、個別支援員（看護師）を配置します。また、看護師を専門職として特別支援学級の宿泊学習に派遣し、医療的ケア等の充実を図るとともに、引率職員が児童・生徒の支援に集中できる環境を整えます。

- 教室に入ることができない児童・生徒のための校内支援体制の充実を図ります。
- 不登校児童・生徒を対象に、家庭と連携しながら、学校復帰を目的とした 家庭訪問によって、本人や保護者への支援を行うために不登校生徒訪問相談員を派遣します。
- 児童・生徒の見取りや具体的な支援等を通し、「小田原市立の小・中学校の校内体制の支援」や、「さまざまな課題をもつ児童・生徒への教育的対応について、教職員に対する実践的な支援」を行うために、学校からの依頼により小田原市支援教育相談支援チームを派遣します（巡回相談の実施、個別指導員の配置、作業療法士及び理学療法士の派遣等）。
- 外国につながるのある児童・生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力しながら日本語指導を行い、適切な学校教育の機会の確保を図るために、日本語指導協力者を派遣します。
- 各小・中学校におけるインクルーシブ教育推進をサポートするために、インクルーシブ教育や特別支援教育に特化した教育相談員を配置します。
- 令和2年4月に開設される「おだわら子ども若者教育支援センター」を中心に、教育と福祉が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することで、個に応じた支援環境のより一層の充実を図ります。
- 中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸問題を改善するために、生徒指導員を配置します。
- 中学校の部活動については、地域指導者の配置を充実させるとともに、部活動指導員の活用を図ります。
- 学習プリントの印刷等を行うスクール・サポート・スタッフの配置について、導入に向けた取組を進めます。
- 外部人材を有効に活用するため、「チームとしての学校」に向けた意識づくりを促進します。
- いじめなどの重要案件の法律相談について、顧問弁護士を活用し、学校からの相談に対応できるようにするとともに、スクールロイヤーの導入について検討していきます。
- 小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が外国語や外国の文化に慣れ親しむことを目的とし、中学校においては、実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的として、全小・中学校に外国語指導助手を配置し、活用することにより、それぞれの学年段階に応じた国際理解教育や外国語教育

<p>について、引き続き国及び県に要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめなどの重要案件の法律相談について、市の顧問弁護士や県教育委員会のスクールロイヤーを活用し、学校からの相談に対応できるように努めます。 ○ 「チームとしての学校」に向け、外部人材を有効に活用します。 <p>5 定数改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の質の向上を目指すため、教職員定数の改善並びに定数規定外のティーム・ティーチングや少人数指導、小学校英語専科、小学校高学年専科等の配置について、引き続き国及び県に要望します。 <p>6 労働安全衛生管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各校の労働安全衛生管理体制の充実のために、小田原市立学校教職員衛生委員会を開催します。教職員の労働安全衛生環境について協議し、その結果を各校の各教職員に通知するとともに、各校の好事例を展開していきます。 ○ 教職員の健康管理等を行う産業医を選任します。産業医は、小田原市立学校教職員衛生委員会の助言や超過勤務調査の該当者等への面接を行い、教職員の健康管理や職場環境の改善を図ります。校長会で産業医の活用方法を周知し、産業医と管理職の連携を推進します。 ○ 全教職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施します。ストレスチェックの結果及び分析は各校管理職に通知し、必要に応じて産業医面接等の受診を促します。 ○ 公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口等について、教職員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。 <p>7 その他（施設・環境等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務にかかる教職員の負担を軽減するために一人1台のパソコンを配置しており、さらなる情報基盤の整備に努めます。 ○ 全校で導入している既存のサーバや校務用パソコン、学習用端末を適切に運用し、ICTの積極的な活用を推進します。また、老朽化した機器の計画的な入替を実施し、時代や現場のニーズに合ったネットワークを構築します。 ○ 保護者への連絡について、連絡配信システム（さくら連絡網）を積極的に活用し、業務改善・作業負荷の軽減を図ります。 	<p>の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各小・中学校における教育活動を円滑に実施するため、これらの会計年度任用職員を引き続き配置し、充実を図ります。 <p>5 定数改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の質の向上を目指すため、教職員定数の改善を引き続き国及び県に要望します。 ○ 定数規定外のティームティーチングや少人数指導、小学校専科指導に係る配置について、その活用方法が学校現場の視点から有効活用できるようなものであることを県に要望するとともに、さらなる増員を要求します。 ○ 学力向上支援事業として、中学校に配置する教科非常勤講師、小学校に配置する少人数指導スタッフの充実を図ります。また、小学校の英語の専科教員については、県の加配の他に、市としても配置します。 <p>6 労働安全衛生管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各小・中学校の労働安全衛生管理体制の充実のために、小田原市立学校教職員衛生委員会を開催します。教職員の労働安全衛生環境について協議し、その結果を各小・中学校の各教職員に通知します。 ○ 産業医と提携し、全小・中学校および教職員の労働安全衛生管理を推進します。産業医は、小田原市立学校教職員衛生委員会の助言や超過勤務調査の該当者等への面接を行い、教職員の健康管理や職場環境の改善を図ります。校長会で産業医の活用方法を周知し、産業医と管理職の連携を推進します。 ○ 教職員対象のメンタルヘルスチェックについて充実を図ります。受検率の低い学校に対しては、管理職に受検促進を促し受検率の向上を図ります。ストレスチェックの結果及び分析は各校管理職に通知し、必要に応じて産業医面接等の受診を促します。 ○ 公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口等について、教職員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。 <p>7 その他（施設・環境等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務にかかる教職員の負担を軽減するために一人1台のパソコンを配置しており、さらなる情報基盤の整備に努めます。 ○ 全校で導入している校務支援システムについて適宜見直しを行い、通知表（票）や保健帳簿等の作成などの効率化や情報の共有化を図ります。 ○ 全校のパソコン教室等のコンピュータを適切に管理し、定期的に更新を
---	--

新

旧

- 「カリキュラム・マネジメント」推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。

- 行います。特に、タブレット端末の導入により、ICTの積極的な活用を推進します。
- 「カリキュラム・マネジメント」の推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。

VI 指針の策定と取組の進捗管理について

- 教職員の働き方改革を進めるためには、市教育委員会の考えだけではなく、現場の教職員の意見等を幅広く聞き入れる必要があります。そのため、本指針の策定に当たり、小田原市校長会の意見を聞くとともに、教育委員会と教職員の代表から構成される小田原市立学校教職員衛生委員会で協議を行いました。
- 各校の教職員の働き方改革を円滑に進めていくためには、本指針に記載されたすべての取組が着実に実施されることが重要です。市教育委員会は、小田原市立学校教職員衛生委員会を活用して各校と連携するとともに、進捗状況を確認しながら一層の取組を促します。

VI 指針の策定と取組の進捗管理について

- 教職員の働き方改革を進めるためには、小田原市教育委員会の考えだけではなく、現場の教職員の意見等を幅広く聞き入れる必要があります。そのため、本指針の策定に当たり、小田原市校長会の意見を聞くとともに、教育委員会と教職員の代表から構成される小田原市立学校教職員衛生委員会で協議を行いました。
- 各小・中学校の教職員の働き方改革を円滑に進めていくためには、本指針に記載されたすべての取組が着実に実施されることが重要です。小田原市教育委員会は、小田原市立学校教職員衛生委員会を活用して各小・中学校と連携するとともに、進捗状況を確認しながら一層の取組を促します。

小田原市の教職員の働き方改革の目標について

1 内 容

本来であれば各目標における評価を出し、指針の改訂に伴い、新しい基準を設定していくところだが、新型コロナウイルス感染症の影響を直接的に受けているため、年度の推移を比較できない状況となっている。よって、改訂時の目標設定は、変更せずに継続する。

なお、令和4年度の実績は次のとおりとなっている。

(1) 時間外勤務の上限の設定

【目標】 条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにします。

【内容】

令和3年10月から在校等時間管理システムを導入し、今までの集計方法（教職員の自己申告制）から客観的な計測に変更している。集計方法の変更及び新型コロナウイルス感染症の影響により、単純比較はできない状況である。

- ・計測対象者の半数以上が45時間以上の超過勤務となっている。
- ・既に多くの学校が、業務分担の見直し、会議等の縮小を実施している。また、教育委員会においても、研修や出張の精選、SSSの配置等の実施により一定の効果は得られていると捉えているが、引続き、これら取組を拡充するよう働き掛けを行っていく。
- ・その他にも教職員一人ひとりが自身の勤務時間を意識して業務にあたることを呼び掛けていく必要がある。

別表1（比較可能な4月～12月を計上）

⇒計測方法の変更

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和3年度	45H超	449人	361人	409人	199人	—	215人	529人	494人	359人
	45H割合	50%	40%	46%	22%		24%	60%	56%	40%
令和4年度	80H超	138人	76人	87人	25人	—	31人	160人	118人	42人
	80H割合	15%	9%	10%	3%		4%	18%	13%	5%
対象数		899人	895人	894人	891人	—	894人	888人	883人	888人
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和3年度	45H超	557人	541人	593人	214人	—	471人	518人	423人	283人
	45H割合	62%	60%	67%	24%		53%	58%	48%	32%
令和4年度	80H超	141人	110人	164人	18人	—	87人	109人	74人	26人
	80H割合	16%	12%	18%	2%		10%	12%	8%	3%
対象数		902人	901人	889人	900人	—	896人	893人	887人	891人

※長期休業期間中は在校等時間の運用を停止している。（7月、8月、12月は影響あり）

※80H超の中には45H超も含まれている。

(2) 年次休暇一人あたり年平均取得日数の設定

【目標】年次休暇一人あたり年平均取得日数 15 日以上を目標とします。

【内容】

- ・学校閉庁日を令和 3 年度は 8 月 11 日～13 日、16 日、1 月 4 日、令和 4 年度は 8 月 10 日、12 日、15 日、16 日、1 月 4 日の各 5 日間設けており、閉庁日の年休取得を促している。
- ・令和 3 年度は学級閉鎖や学年閉鎖等が頻繁にあったこと、長期休業期間に部活動が休止していた等、年休（時間休み含む）を取得しやすい環境にあったと想定される。
- ・今後も閉庁日及び長期休業期間の年休取得促進を呼び掛けていく。

別表 2（平均日数等は四捨五入、時間休は日に換算）

	校長		教頭		総括教諭・教諭		栄養・養護教諭	
	令和 3 年	36 人	329 日	36 人	260 日	619 人	7,826 日	34 人
	平均 9 日		平均 7 日		平均 13 日		平均 11 日	
令和 4 年	36 人	367 日	36 人	324 日	608 人	8127 日	28 人	365 日
	平均 10 日		平均 9 日		平均 13 日		平均 13 日	

「神奈川県教育委員会教員の働き方改革に関する状況調査より」

※県指針では教員の働き方改革となっているため、事務職員や栄養職員等は調査対象外となっている。

(3) 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」の遵守

【目標】年間指導計画の作成と、平日授業日及び休業日それぞれ方針に定められた日数の休養日の取得を徹底する。平日 52 日、休日 52 日の計 104 日の休養日の取得。

【内容】

- ・年間指導計画は、全校が作成を行っている。
- ・平日及び休日の部活動休養日は、別表 3 のとおり。全ての部活動の休業日を合算し、平均を算出した表となっている。学校及び部活動（運動系の部活とそれ以外）によって、休養日に差異はあったものの、全体平均としては、目標の 104 日を上回る推移となっている。

別表 3

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
平日	7 日	6 日	11 日	5 日	11 日	9 日
休日	6 日	7 日	5 日	6 日	8 日	6 日
合計	13 日	13 日	16 日	11 日	19 日	15 日

※ 6 月の総合計：87 日（6 か月平均 14.5 日）

※ 14.5 日 × 12 か月 = 174 日（> 目標値 104 日）

議案第 17 号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表小田原市立城山中学校の項の次に次のように加える。

小田原市立白山中学校	白山中学校学校運営協議会
------------	--------------

別表小田原市立城南中学校の項の次に次のように加える。

小田原市立鴨宮中学校	鴨宮中学校学校運営協議会
------------	--------------

別表小田原市立酒匂中学校の項の次に次のように加える。

小田原市立城北中学校	城北中学校学校運営協議会
------------	--------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立白山中学校、小田原市立鴨宮中学校及び小田原市立城北中学校に学校運営協議会を設置するため改正する。

[内 容]

学校運営協議会を次のように設置することとする。（別表関係）

学 校 名	協 議 会 の 名 称
小田原市立白山中学校	白山中学校学校運営協議会
小田原市立鴨宮中学校	鴨宮中学校学校運営協議会
小田原市立城北中学校	城北中学校学校運営協議会

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）
（抄）

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	協議会の名称	学校名	協議会の名称
(略)		(略)	
小田原市立城山中学校	城山中学校学校運営協議会	小田原市立城山中学校	城山中学校学校運営協議会
<u>小田原市立白山中学校</u>	<u>白山中学校学校運営協議会</u>	小田原市立城南中学校	城南中学校学校運営協議会
小田原市立城南中学校	城南中学校学校運営協議会	小田原市立酒匂中学校	酒匂中学校学校運営協議会
<u>小田原市立鴨宮中学校</u>	<u>鴨宮中学校学校運営協議会</u>	小田原市立国府津小学校及び小田原市立国府津中学校	国府津地区学校運営協議会
小田原市立酒匂中学校	酒匂中学校学校運営協議会		
<u>小田原市立城北中学校</u>	<u>城北中学校学校運営協議会</u>		
小田原市立国府津小学校及び小田原市立国府津中学校	国府津地区学校運営協議会		



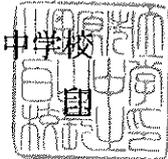
設置依頼書

令和5年(2023年)1月27日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立白山中学校

校長名 村上 晃一



小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立白山中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

1 学校運営協議会設置のねらい

- (1) 保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することで、そのニーズに迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組む。
- (2) 地域の人材を活用し、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進める。

2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

- (1) 地域のニーズを把握し積極的に活かすことで、地域と一体となった学校運営を行う。
- (2) 地域の人材を積極的に活用し、スクールボランティアの活性化をはじめ地域と一体となった教育環境整備を推進することで参画意欲の高揚を図る。
- (3) 学校評価を活用して課題を把握し、改善点を協議する。



令和5年(2023年)1月12日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立鴨宮中学校

校長名 永山 健治 印

小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立鴨宮中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

1 学校運営協議会設置のねらい

- ①保護者や地域住民が、一定の権限をもって学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育を実現する。
- ②地域全体の活性化を図るとともに、地域の教育資源や人材活用を通して、特色ある学校づくりを進める。

2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

- ①学校運営協議会において承認された学校の運営方針や教育目標の実現のために、学校や地域、生徒が抱える課題や改善点を協議する。
- ②スクールボランティアや地域人材を積極的に活用し、教育効果の促進と地域との協働を図る。



令和5年(2023年)1月26日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立城北中学校

校長名 高松 宗



小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立城北中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

- 1 学校運営協議会設置のねらい
 - ・学校運営に保護者や地域住民の一定の権限と責任を持った参画により、学校運営の向上に向けたニーズの把握と連携を進める。
 - ・地域の教育資源や人材活用等を通して特色ある学校づくりを進め、地域の活性化を図る。
- 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)
 - ・学校運営の改善を図るために実施する保護者による学校評価、生徒による学校評価・授業評価の資料をもとに、学校運営に対する意見を交換し、課題や改善点を協議する。必要に応じて担当教員も協議に参加し、具体的対応を検討する。
 - ・スクールボランティアを中心に、地域の教育資源や人材活用等を積極的に学校で登用する。二宮尊徳翁の教えを学び、生徒の学習に対する意識の向上と地域との連携を密にして地域愛を育む。幼保小とも関係を深めていく。

議案第18号

社会教育主事の任命について

社会教育主事の任命について、議決を求める。

令和5年3月29日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

社会教育主事の任命について

【任命】

氏名	所属	職名	発令年月日
田村 直美	生涯学習課	課長	令和5年4月1日
石井 淳子	生涯学習課	係長	令和5年4月1日
林 悠作	生涯学習課	主事	令和5年4月1日
石井 智之	生涯学習課	社会教育支援員	令和5年4月1日

《参考》

○社会教育法（一部抜粋）

（社会教育主事の職務）

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

（社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

（1）大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

（2）教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

（3）大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハマまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

（4）次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

1 調査の目的

- (1) 子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2 調査対象：小学校第5学年、中学校第2学年

3 調査事項および内容

- (1) 実技調査・・・新体力テスト（8種目）
 - ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤20mシャトルラン（または持久走：一部の中学校）⑥50m走 ⑦立ち幅とび ⑧ボール投げ（小学校：ソフトボール、中学校：ハンドボール）
- (2) 児童生徒に対する質問紙調査・・・運動習慣・生活習慣等に関する項目
- (3) 学校に対する質問紙調査・・・子供の体力向上に係る取組等に関する項目

4 調査実施日

- (1) 実技調査・・・令和4年4月～令和4年7月
- (2) 質問紙調査（児童生徒用、学校用）・・・令和4年7月

5 実技調査の結果

- (1) 体力合計点（平均）の経年比較

	小学校第5学年						中学校第2学年					
	男子			女子			男子			女子		
	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国
R4	51.62	52.27	52.28	53.51	53.63	54.31	41.08	41.49	41.04	46.29	46.75	47.42
R3	52.14	52.41	52.52	54.60	53.62	54.64	39.77	40.31	41.18	45.97	46.56	48.56
R2	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止											
R1	53.66	53.17	53.61	54.84	54.25	55.59	43.65	41.71	41.69	50.74	49.66	50.22

※体力合計点：8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して合計した点数

○小田原市の小学5年生の結果は全国平均を下回りました。また、令和3年度の小学5年生の記録と比較しても下回る結果となっております。これは、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン等の画面の視聴時間（スクリーンタイム）の増加が一因となっていることが推察されます。一方で、中学2年生の男子は全国平均を上回るとともに令和3年度の中学2年男子の記録を上回る結果となりました。また、中学2年生の女子は全国平均と比べると下回る結果となったものの、令和3年度の中学2年女子の結果よりも上回る結果となっています。これは、コロナ禍で制限されていた運動部活動等の活動が緩和され、運動する機会が少しずつ確保されたことが大きな要因だと考えられます。しかしながら、令和元年以前の体力合計点（平均）と比べると、まだ低い数値となっているため、今後もさらなる運動機会の確保に努める必要があります。

(2) 判定分布の経年比較（男女平均値）

（単位：％）

小学校 第5学年	A (65～80)	B (58～64)	C (50～57)	D (42～49)	E (41以下)	D・E 合計
R4	9.5	21.6	33.1	23.3	12.7	35.9
(R4全国)	11.3	22.6	33.1	22.6	10.3	32.9
R3	10.3	22.8	33.0	22.4	11.6	34.0
R1	12.4	25.5	33.4	20.1	8.6	28.7

中学校 第2学年	A (57～80)	B (47～56)	C (37～46)	D (27～36)	E (26以下)	D・E 合計
R4	15.7	25.0	30.8	22.1	6.4	28.5
(R4全国)	15.8	26.6	31.7	19.3	6.4	25.7
R3	7.1	22.6	32.9	25.4	12.1	37.5
R1	21.4	32.0	30.1	11.9	4.6	16.5

※判定基準：8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して合計した点数を、括弧（ ）の基準によりAからEの5段階で判定します。

※四捨五入した元データ値（スポーツ庁集計データ）を用いて男女平均値を小数第2位で切り捨てしていることから、A～Eの百分率の値の総和が100にならない場合があります。

○体力判定分布（AからEの5段階判定）の結果、D・Eと判定された児童生徒の合計は、全国平均と比較すると、多い結果となりました。特に小学5年生では過去3年間と比較しても最も多い割合となっています。一方、中学2年生では、D・Eと判定された生徒の合計が、令和3年度と比較すると大幅に減っています。これは、部活動の再開が大きな影響を与えていると推測できます。しかし、令和元年度以前と比べると全体的にはまだ多い割合となっています。今後は休み時間等を活用したさらなる運動機会の確保に努めるとともに、体育/保健体育の授業でも指導の工夫・改善を常に行っていく必要があると考えます。また、中学校では運動部活動における練習内容等の充実をより一層図るなどの取組が求められています。

(3) 種目ごとの平均値

*T得点:全国平均値を50点とした時の相対的な得点を示すもの

(全国比+は下線あり)

小学校 第5学年	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力 (kg)	<u>16.60</u>	16.80	16.21	51.0	<u>16.29</u>	16.57	16.10	50.5
上体起こし (回)	<u>19.24</u>	19.20	18.86	50.6	<u>18.51</u>	18.12	17.97	51.0
長座体前屈 (cm)	<u>35.71</u>	35.28	33.79	52.1	<u>39.41</u>	39.40	38.18	51.4
反復横とび (点)	39.90	38.91	40.36	49.5	37.72	36.65	38.66	48.8
20mシャトルラン (回)	42.18	43.57	45.92	48.2	33.11	33.15	36.97	47.6
50m走 (秒)	9.53	9.50	9.53	50.0	9.72	9.70	9.70	49.9
立ち幅とび (cm)	142.28	150.00	150.83	46.4	135.55	142.70	144.55	46.0
ソフトボール投げ (m)	<u>20.43</u>	19.84	20.31	50.1	13.11	12.75	13.17	49.9
体力合計点 (点)	51.62	52.27	52.28	49.3	53.51	53.63	54.31	49.1

中学校 第2学年	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力 (kg)	<u>29.79</u>	29.06	28.99	51.1	22.61	23.17	23.21	48.7
上体起こし (回)	25.31	25.98	25.74	49.3	<u>21.78</u>	21.35	21.67	50.2
長座体前屈 (cm)	<u>45.90</u>	44.68	43.87	51.8	<u>46.19</u>	46.12	46.07	50.1
反復横とび (点)	48.88	50.52	51.05	47.6	43.34	44.86	45.81	46.6
持久走 (秒) <small>一部のみ実施</small>	438.31	410.57	409.81	46.0	331.13	311.87	302.89	44.2
20mシャトルラン (回)	75.07	78.53	78.07	48.8	51.26	49.39	51.60	49.8
50m走 (秒)	<u>7.91</u>	7.97	8.06	51.4	<u>8.93</u>	8.91	8.96	50.4
立ち幅とび (cm)	195.91	196.43	196.89	49.7	164.55	165.21	167.04	49.0
ハンドボール投げ (m)	<u>21.38</u>	20.26	20.28	51.8	<u>13.05</u>	12.28	12.45	51.4
体力合計点 (点)	41.08	41.49	41.04	50.0	46.29	46.75	47.42	49.0

○小学5年生では握力、上体起こし、長座体前屈の記録が全国平均と比べて高くなっています。中学2年生では長座体前屈、50m走、ハンドボール投げの記録が全国平均と比べて高くなっています。これは、体育/保健体育の学習で、体づくり運動の単元を中心に、個人でも行うことができるストレッチ運動や体力を高める運動等の学習が多く行われていることが影響していると考えられます。一方、20mシャトルランや立ち幅跳びの記録は全国平均と比べて、ここ数年は下回る傾向が見られます。こうした「全身持久力」や「瞬発力」の低下については、幼少期の運動経験が関わっているだけではなく、運動する児童生徒と運動しない児童生徒の二極化やゲーム機等の普及による外遊びの減少等も原因だと推察します。小学校においては、体育の学習だけではなく、生活の中での運動機会の確保や自ら運動しようと思う児童の育成に向けた活動や取組の工夫が必要です。

6 質問紙調査の結果

(1) 児童生徒質問紙調査の結果から

(単位：%)

小学校第5学年	回答	男子		女子	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・やや好き	91.1	92.4	85.4	85.9
体育の授業は楽しい	楽しい・やや楽しい	93.0	94.0	87.5	89.5
運動は大切である	大切・やや大切	92.9	93.4	88.7	90.7
体育の授業以外の運動時間	1週間の総時間(分)	630.0	559.3	358.9	344.1
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上	49.6	41.1	44.9	34.8
	うち、5時間以上	23.8	17.0	20.1	12.7
できないことができるようになったきっかけ(複数回答可)					
・授業中先生に個別にコツやポイントを教わった		41.1	41.3	36.1	35.6
・授業中に自分で工夫した		44.3	39.9	41.1	36.0
・友達に教えてもらった		55.6	50.4	65.0	60.8
・授業中に自分の動きを動画で見た		16.9	11.2	11.9	11.3
できるようになったことがない		6.2	4.0	3.5	2.8

中学校第2学年	回答	男子		女子	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・やや好き	87.2	88.9	77.2	77.3
保健体育の授業は楽しい	楽しい・やや楽しい	88.7	90.9	83.3	83.8
運動は大切である	大切・やや大切	90.3	92.1	84.9	86.6
体育の授業以外の運動時間(部活動の時間を含む)	1週間の総時間(分)	744.1	747.9	595.0	528.4
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上	58.2	47.5	54.2	45.1
	うち、5時間以上	26.3	17.0	19.6	15.2
できないことができるようになったきっかけ(複数回答可)					
・授業中先生に個別にコツやポイントを教わった		40.2	37.7	42.4	36.8
・授業中に自分で工夫した		47.4	42.4	41.4	37.4
・友達に教えてもらった		55.0	56.8	65.8	67.2
・授業中に自分の動きを動画で見た		12.1	8.3	12.0	10.0
できるようになったことがない		4.8	4.9	3.5	3.9

- 「運動が好き」「体育/保健体育の授業は楽しい」と回答した校種別男女別合計値は全国平均と比べると下回る数値となりました。特に令和3年度に全国平均を上回っていた「体育/保健体育の授業は楽しい」と回答した割合も全国平均を下回る結果となっています。日頃の体育/保健体育の授業をより充実させ、運動好きの児童生徒の育成につながるようにしていく必要があると捉えています。
- できないことができるようになったきっかけとして「友達に教えてもらった」と回答した児童生徒の比率が高くなっています。友達と一緒に学び合うことで、より運動の楽しさを味わったり、めあてとしていたことができるようになったり、運動に対して前向きに取り組めるようになったりすると考えられます。また、「自分で工夫した」「自分の動きを動画で見た」と回答した児童生徒が全国平均よりも非常に多いことから、自分で課題に向き合うことができる児童生徒が多く、解決に向けた手段の1つとして、授業内でICTが有効に活用されていることがわかります。一方で小学校では「できるようになったことがない」と回答した児童が全国平均を上回っていることから、一人ひとりに合っためあての持ち方、目標設定の工夫などが必要になっています。
- テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン等の画面の視聴時間は、令和3年度に引き続き、小中学校ともに全国平均を大きく上回っています。約半数の児童生徒が、平日3時間以上を視聴時間に充てています。児童生徒一人ひとりが自己の生活を見直し、健康な生活を送るための知識や生活習慣を身につけていくことも必要なことと考えています。

(2) 学校質問紙調査の結果から

(単位：%)

小学校・中学校	回答	小学校		中学校	
		小田原市	全国	小田原市	全国
体育授業について					
目標を児童生徒に示す	いつも取り入れている	36.8	49.2	80.0	67.3
学習したことをふり返る活動	いつも取り入れている	47.4	36.1	70.0	54.0
児童生徒が助け合い、役割を果たす	いつも取り入れている	42.1	40.6	60.0	48.4
児童生徒同士で話し合う活動	全ての学年で取り入れている	52.6	59.6	100.0	88.9
授業中のICTの活用状況	動きを撮影	100.0	90.6	100.0	89.5
	試合の様子を撮影	27.8	31.8	80.0	32.6
	以前の動きとの比較	38.9	60.8	60.0	50.5
学校全体で体力・運動能力の向上に係る取組					
体力・運動能力の向上に係る取組	行った(一部学年を含む)	73.7	85.8	60.0	56.7

- 体育/保健体育の学習では、児童生徒一人ひとりが運動の意味や楽しさを実感し、進んで運動に親しむ態度や粘り強く取り組む態度、生涯にわたって運動に親しもうとする態度の育成を目指しています。そのため、目標を示すだけでなく、児童生徒が学習したことをふり返り、自己に合っためあてを考えるなど、学習の見通しを持てるようにする取組や児童生徒同士が話し合う場面を設定し、協働的な学びができるようにすることが大切だと考えています。中学校ではすべての項目で全国平均を上回る結果となりました。引き続き、発達段階に応じた適切な学習指導に取り組んでまいります。
- ICTの活用の状況は、すべての学校で「児童生徒の動きを撮影する」ことに利用されており、全国と比べても高い水準となっています。試合の様子を撮影したり、以前の動きとの比較に利用したりすることで、児童生徒が合理的・科学的に課題を解決するための補助ツールとしての活用が広がっていると考えられます。
- 「体育以外での体力・運動能力の向上に係る取組」に対する回答では小学校が全国平均を大きく下回っています。中学校では全国と比べると上回っているものの、学校によって取組に差があります。
- 「運動が好き」と回答した児童生徒の割合が多い小中学校では、中休み・昼休み等に用具を貸し出すなど運動に親しむ機会の確保に努めています。体育/保健体育の授業以外の時間にも児童生徒が運動の楽しさを感じるきっかけとなり、「一週間の総運動時間」の増大につながっていくものと考えています。

7 今後の主な取組

<各学校において>

- 「新体力テスト」等により、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その結果を参考に体育の授業以外でも運動に親しむ機会を設定するなどの取組を実施していきます。
- 体育や保健体育の授業が好きな児童生徒が増えるように、体育学習では、児童生徒が主体的に学習に取り組めるような学習課題の工夫や仲間との話し合い活動等を通じた協働的な学びに取り組んでいきます。体力・運動能力の結果だけに捉われることなく、自ら運動に関わろうとする心の育成にも努めます。

<市教育委員会において>

- 心身ともに健康で安全な生活の実現を目標に運動・スポーツに関わろうとする態度や健康で安全な生活を自ら営むための知識及び生活習慣を育むことができる児童生徒の育成に向け、各校に指導・助言を行います。
- 体力・運動能力向上指導員を小学校に派遣し、児童に直接助言・示範することで体力・運動能力の向上に努めます。また、オリンピック・パラリンピアン等の著名なアスリートを小中学校へ派遣することで、児童生徒が運動に対する関心・意欲を高め、自ら運動に親しもうとする態度の育成を推進します。
- 体力向上プロジェクト会議を開催し、体力・運動能力の向上に向けた取組を話し合い、情報提供に努めます。